

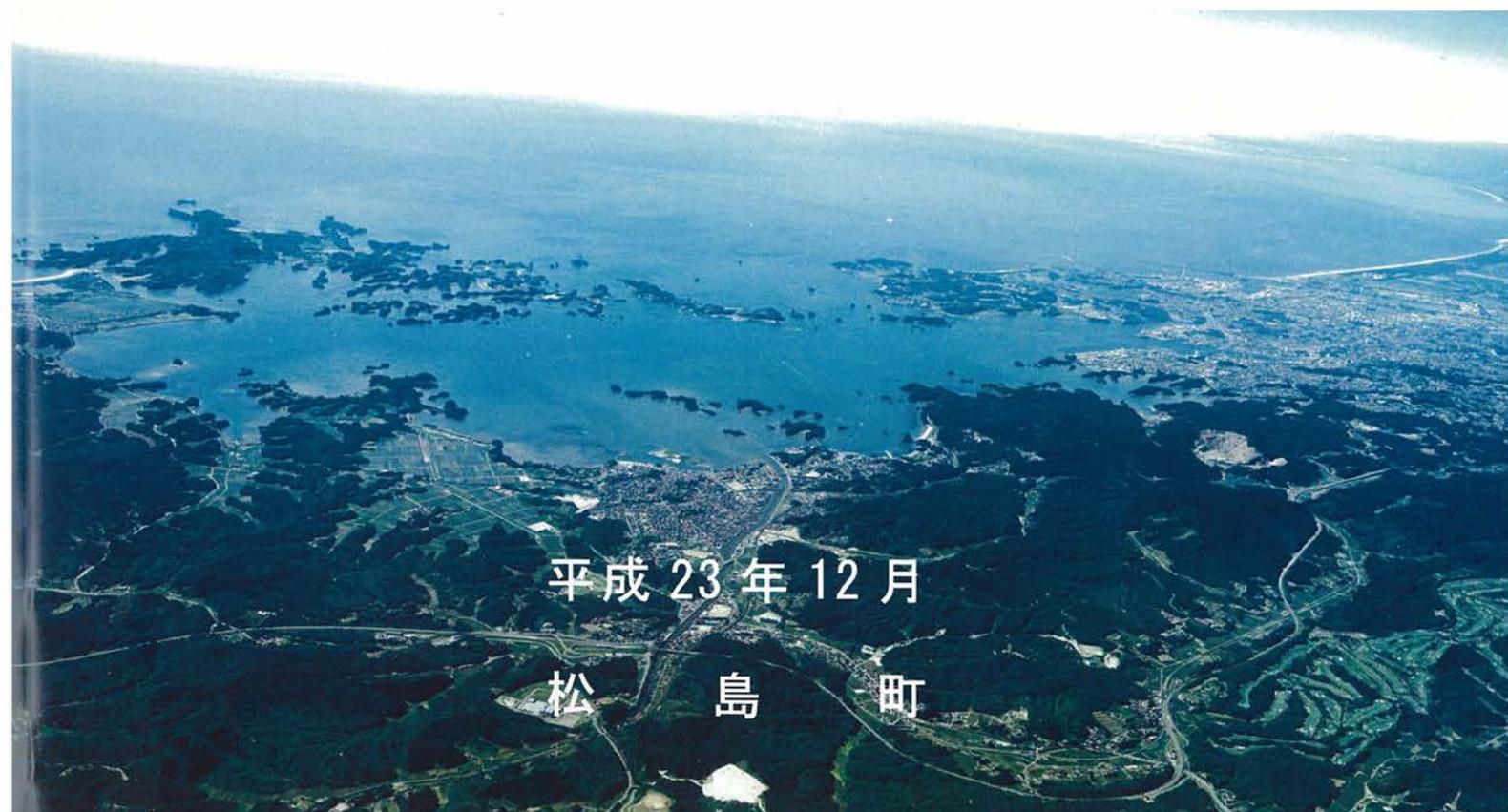
松島町震災復興計画

「復興」「創造」そして「貢献」

～東北・松島の美しさと安全を継承し発信する復興のまちづくり～

平成 23 年 12 月

松 島 町



松島町震災復興計画

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 復興計画の策定趣旨 | 1-1 |
| 2 | 復興計画の位置づけ | 1-1 |
| 3 | 基本的な計画期間 | 1-2 |
| 4 | 事業期間の基本的な考え方 | 1-2 |
| 5 | 本計画で取り扱う震災 | 1-3 |
| | (1) 津波 | 1-3 |
| | (2) 地震 | 1-3 |
| 6 | 計画の推進体制 | 1-3 |
| 7 | 復興のための財源確保 | 1-3 |
| 8 | 計画の進行管理 | 1-4 |

第 2 章 今回の震災の検証

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 東日本大震災における松島町の被災状況等 | 2-1 |
| | (1) 概要 | 2-1 |
| | (2) 被災状況 | 2-2 |
| 2 | 今回の震災の検証 | 2-4 |
| | (1) 地震発生 | 2-4 |
| | (2) 避難誘導・津波来襲 | 2-4 |
| | (3) 救援活動 | 2-5 |
| | (4) 避難生活 | 2-6 |
| | (5) 訓練の有効性 | 2-7 |

第 3 章 復興の理念と目標

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 震災復興の基本理念 | 3-1 |
| 2 | 復興政策の目標 | 3-3 |
| 3 | 計画体系図 | 3-6 |

第4章 目標別の復興基本計画

目標1 安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり

(都市基盤の復興)

- (1) 現状と課題 ----- 4-1
- (2) 取組みの方向性 ----- 4-4
- (3) 復興に向けた施策及び事業 ----- 4-5

目標2 町民の命と生活を守る防災まちづくり

(生活の復興)

- (1) 現状と課題 ----- 4-17
- (2) 取組みの方向性 ----- 4-20
- (3) 復興に向けた施策及び事業 ----- 4-21

目標3 宮城、東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり

(観光・産業の復興)

- (1) 現状と課題 ----- 4-31
- (2) 取組みの方向性 ----- 4-34
- (3) 復興に向けた施策及び事業 ----- 4-35

第5章 津波被災地区の復興基本計画

- 1 津波防災対策の基本的な考え方 ----- 5-1
- 2 津波被災地区の復興基本計画 ----- 5-5
 - 2-1 松島地区の復興基本計画 ----- 5-5
 - (1) 復興まちづくりの方向性 ----- 5-5
 - (2) 津波防災に関する基本計画 ----- 5-5
 - (3) 復興にあたっての景観配慮方策 ----- 5-7
 - (4) 松島地区の復興構想図 ----- 5-8
 - 2-2 高城・磯崎地区の復興基本計画 ----- 5-9
 - (1) 復興まちづくりの方向性 ----- 5-9
 - (2) 津波防災に関する基本計画 ----- 5-9
 - (3) 復興にあたっての景観配慮方策 ----- 5-11
 - (4) 高城・磯崎地区の復興構想図 ----- 5-12
 - 2-3 手樽地区の復興基本計画 ----- 5-13
 - (1) 復興まちづくりの方向性 ----- 5-13
 - (2) 津波防災に関する基本計画 ----- 5-13
 - (3) 復興にあたっての景観配慮方策 ----- 5-14
 - (4) 手樽地区の復興構想図 ----- 5-15

参考資料

- 1 松島町震災復興計画の策定体制 ----- 参考-1
- 2 松島町震災復興会議 ----- 参考-2
- 3 松島町震災復興計画検討会議 ----- 参考-5
- 4 全世帯アンケートの結果 ----- 参考-7
- 5 事業所アンケートの結果 ----- 参考-8
- 6 観光客ヒアリングの結果 ----- 参考-9
- 7 海岸・手樽地区アンケートの結果 ----- 参考-10
- 8 松島町震災復興計画検討会議提言書の概要 ----- 参考-11
- 9 松島町震災復興計画策定の主な経過 ----- 参考-12
- 10 用語解説 ----- 参考-14

(本文中に[注]が付いている用語については、巻末の参考資料に用語解説として説明を掲載する。但し、同用語の2回目以降の記載については、[注]は付かない。)

第1章 計画の基本的事項

本章では、本計画の策定趣旨や計画期間、計画で取り扱う震災等の基本的事項について記載しています。

一 第1章 計画の基本的事項

1 復興計画の策定趣旨

平成23年3月11日、東北地方を襲ったマグニチュード9.0の「東日本大震災」は、東北から関東にかけての太平洋沿岸部の一帯に、壊滅的な被害をもたらしました。

本町においても、町民16人の尊い命が失われました。また、津波や地震に伴う家屋の浸水や倒壊、電気、ガス、水道、電話等のライフライン^[註]が途絶するなど、未曾有の被害を受けました。

しかし、近隣市町が大規模な被害を受ける中、本町は、松島の島々に助けられ、壊滅的な状態にまでは至りませんでした。そうした状況を踏まえ、本町には、自らの復興のみならず、被災した他の市町村の復興にも支援する取り組みが求められています。

また、震災の当日に本町を訪れていた1,200人もの観光客は、1人のけが人もなく、全員が無事に帰路につくことができました。住民の安全・安心はもとより、今後も、観光地・松島の自覚と責任を持ち、観光客の安全・安心の向上に向けた取り組みを進めることは、本町の使命です。

本計画は、松島町が東日本大震災からの復興に向けて必要となる各種施策を実践するために策定したものです。

2 復興計画の位置づけ

「東日本大震災」の被害は甚大であり、その復旧・復興が本町の最優先課題となっていることから、本計画は、松島町長期総合計画^[註]とともに町の主要な計画として位置づけます。

したがって、本計画は、平成23年度を初年度として、平成27年度を最終年度とする松島町長期総合計画第三次基本計画と連携し、これらを一体の計画として推進していきます。また、本計画に記載する内容のうち、防災に関する事項は、今後、改訂予定の松島町地域防災計画^[註]と連携を図りながら各種施策や事業を推進していきます。

なお、本計画の施策や事業は、行政（国・宮城県・松島町）が主体的に取り組むものや官民が連携して取り組むものを示しています。



■松島町震災復興計画の位置づけ

3 基本的な計画期間

本計画は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 カ年を基本的な計画期間とします。また、施策の内容によっては、平成 28 年度以降も継続的に取り組みます。

平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度～ (2016年度～)
復旧期、復興期					創造期

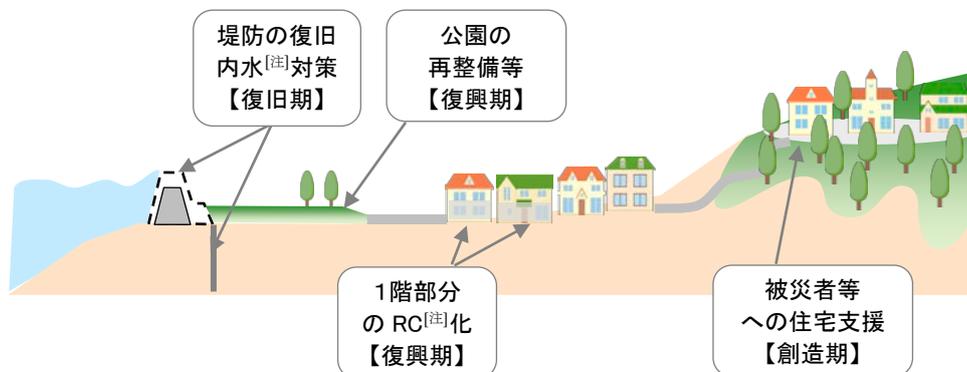
4 事業期間の基本的な考え方

本計画では、「復旧期」、「復興期」、「創造期」の 3 つの期間で事業を区分し、東北・松島の美しさと安全を継承し発信する復興のまちづくりを推進します。

「復旧期」：被害を受けた生活基盤や公共施設を復旧し、住民生活や地域産業を震災前の状態まで回復させるための期間であり、平成 23 年度から概ね 3 年間で事業に取り組みます。

「復興期」：復旧した各種基盤などを基に、地域再生に向けて取り組む期間で、平成 25 年度までに事業に着手し、本計画期間内で完了することを目標に取り組みます。

「創造期」：復旧・復興の事業を基に、本町として本町の更なる発展や宮城・東北の復興に貢献する期間で、平成 25 年度から順次着手し、平成 28 年度以降も継続的に事業に取り組みます。



■ 「復旧期」、「復興期」、「創造期」事業のイメージ（沿岸部の場合）

5 本計画で取り扱う震災

本計画は、東日本大震災に伴い発生した震災や、それに関連した事象を取り扱っています。

(1) 津波

発生する頻度が高い津波（チリ地震による津波等）や最大クラスの津波（東日本大震災による津波）に対する津波防災の各種施策を位置づけ、防災・減災の観点を取り入れた復興まちづくりを推進していきます。

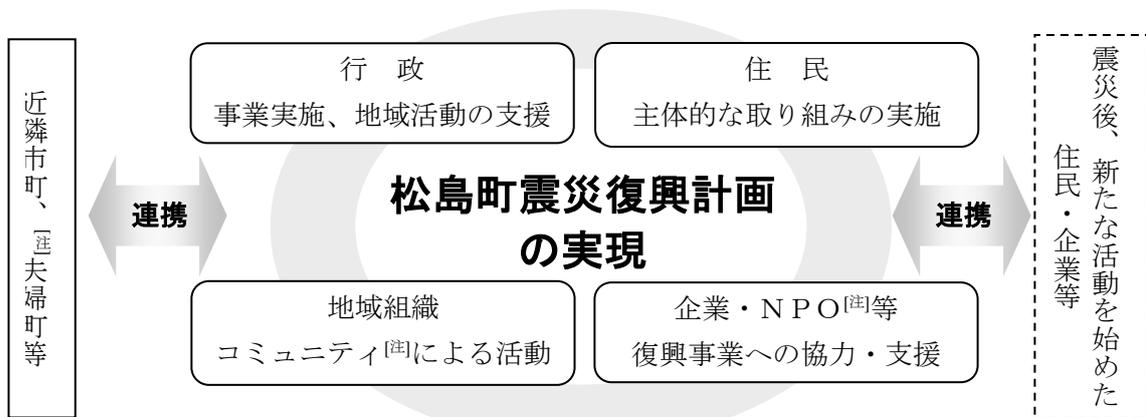
(2) 地震

地震への対応として、地盤沈下、宅地地盤等の崩壊復旧や建築物の耐震化対策等を位置づけ、地震に強い復興まちづくりを推進していきます。

6 計画の推進体制

本計画を実現するためには、行政が行う事業に加えて、住民や地域組織等が防災や復興に関して、主体的に取り組むことが重要です。

今後、近隣市町等や、震災後、新たに復興に関する活動を始めた住民や企業との連携を図り、効果的に復興施策を推進していきます。



■推進体制のイメージ

7 復興のための財源確保

日本三景松島の中心に位置する本町の復旧・復興を進めるため、国や県の制度の活用や、民間企業との連携により、必要となる財源を確保します。

また、民間の発想・資金・参加を図るため、公共施設等の復旧・復興に併せて、官民連携（PPP^[註]等）などを検討し、民間との共同事業の展開を図ります。さらに、復興交付金^[註]等の復興特区^[註]制度を効果的に活用し、町や民間企業等の負担軽減に努めます。

8 計画の進行管理

本計画を着実に進めるため、復興に関する施策及び事業については、住民の生活再建及び産業の復興、さらには、本町が有する自然美や歴史・文化資産などを重んじて、優先順位を付けるとともに、以下の方針に基づいた計画の進行管理を行い、必要に応じて見直し・充実を図ります。

方針1 長期総合計画や社会環境の変化等と整合した進行管理

本計画の施策及び事業については、計画期間中の適切な事業執行を図るため、年度毎に実施計画^[脚]（3ヶ年計画）を策定し、松島町長期総合計画・第三次基本計画と一体的な進行管理を図ります。

また、本町の人口動向や施設の劣化状況など、社会環境や時間の変化を踏まえ、真に、松島に必要な防災施設や避難対策等を検討し、実行していきます。

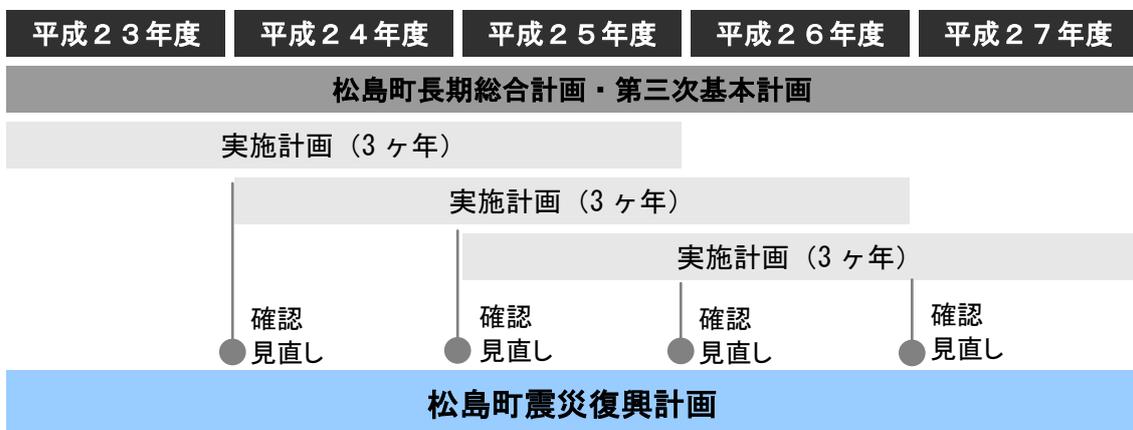
方針2 住民との協働による計画の進行管理

本計画の実現に向けて、住民、行政区や自主防災組織^[脚]等との協働、大学や研究機関等との連携を強化するなど、自然災害対策に関する英知の結集を図り、地域の実情に即した施策や事業を展開します。

また、上記組織との協働により、各事業の推進状況を把握するとともに、新たに発生した課題に対する事業を検討し、必要に応じて見直しを図ります。

方針3 情報公開による住民とのパートナーシップの構築

事業の進行管理の状況を広報紙や町ホームページなどを通じて発信し、住民と情報を共有することで適切なパートナーシップ^[脚]を構築し、町全体で計画の実現に取り組めます。



■長期総合計画・第三次基本計画と整合した進行管理（イメージ）

第2章 今回の震災の検証

本章では、東日本大震災における本町の被災状況や、今回の震災を検証した結果等について記載しています。

一第2章 今回の震災の検証

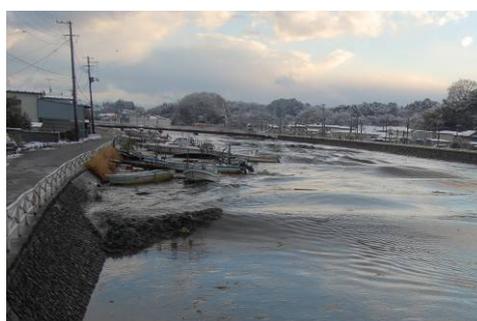
1 東日本大震災における松島町の被災状況等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震による揺れと津波高T.P.^[注]+2.6m（推計値）の津波が沿岸地域に來襲しました。この震災は、本町の各所に甚大な被害をもたらすとともに、今後の防災対策のあり方やまちづくりに対する課題と教訓を与えました。

また、平成23年4月7日に発生した東日本大震災の余震では、人的（軽傷）、建物被害が発生し、被害が拡大しました。

（1）概要

- 1) 発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分
- 2) 震央地名 三陸沖（北緯38.0度、東経143.9度 牡鹿半島の東約130km）
- 3) 震源の深さ 約24km
- 4) 規 模 マグニチュード9.0（観測史上最大）
松島町 震度6弱（宮城県最大の 栗原市・震度7）
- 5) 津波発生 津波の高さT.P.+2.2m（長田地区潮位計に基づく推計値）
（16時13分 松島町第1波到達）
津波の高さT.P.+2.6m（長田地区潮位計に基づく推計値）
（16時40分 松島町第2波到達）



■津波・地震による被害（抜粋）

(2) 被災状況

1) 人的被害

町民で亡くなった方	16人 (町内で2人、町外で14人)
行方不明者	0人
重傷者	3人
軽傷者	34人

2) 概況 店舗や住宅への浸水及び全半壊、ブロック塀の倒壊、外壁の崩落、崖崩れ、道路の亀裂等

3) 津波による浸水面積 2km² (国土地理院計測・概略値)

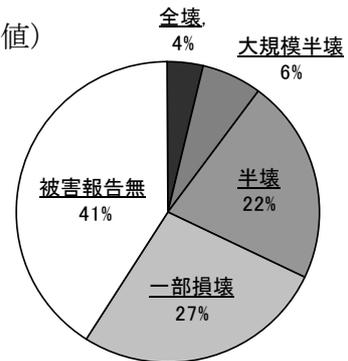
4) 家屋等被害

全壊	219戸
大規模半壊	349戸
半壊	1,191戸
一部損壊	1,461戸

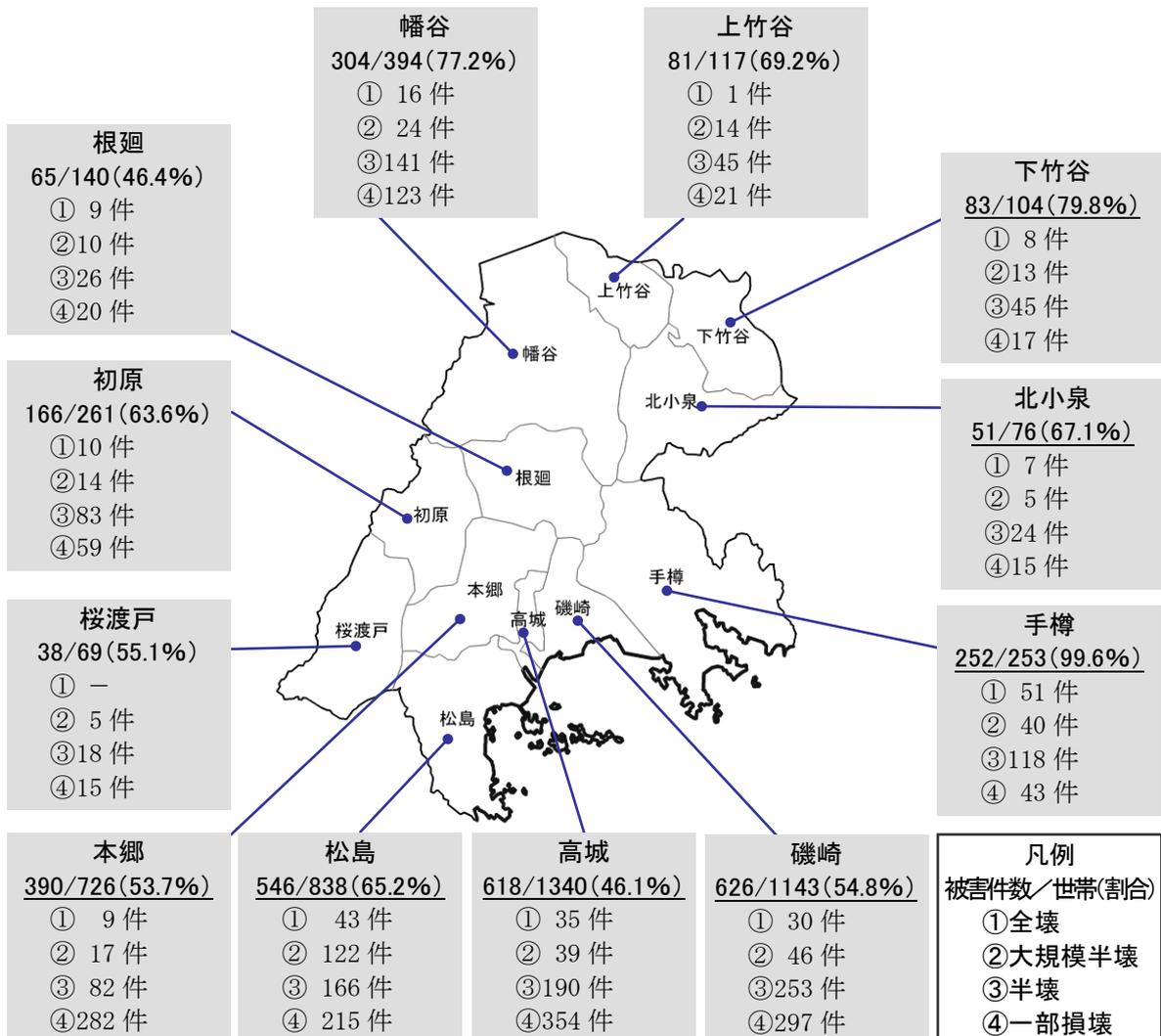
※上記のうち

床上浸水： 191戸 (津波被害)

床下浸水： 87戸 (")



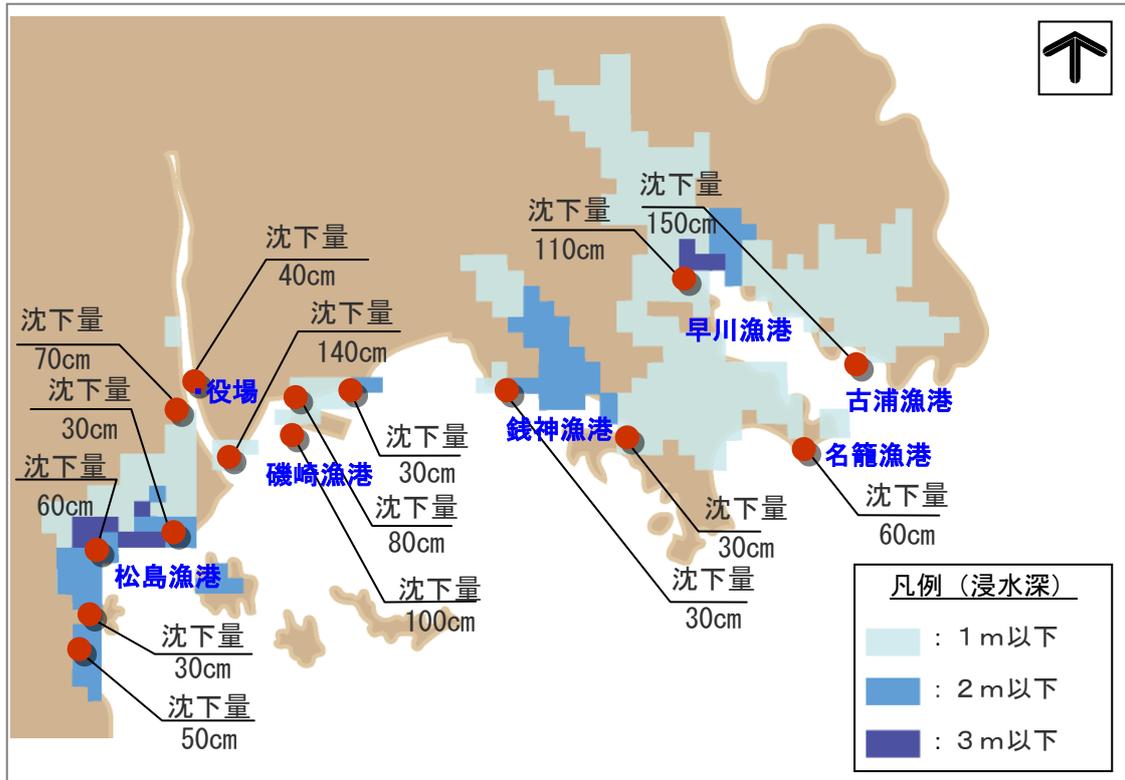
※被害割合は、平成 23 年 11 月末時点の世帯数を総数として算出。



■家屋等被害状況図 (行政区別)

※平成 23 年 11 月末日時点

5) 地盤沈下等の概況



■地盤沈下・浸水深の概況図

資料：地震前（松島町都市計画図 平成3年9月）、地震後（国土地理院復興基図暫定版 平成23年7月）を基に算出



■県営駐車場



■観瀾亭周辺



■名籠漁港周辺



■銭神漁港周辺

■地盤沈下による内水被害（抜粋）

2 今回の震災の検証

今回の震災の経験を踏まえて、私たちは、これまでの「地震対策」の有効性を検証し、今後の防災のあり方を検討していく必要があります。このため、地震発生後から住民や組織がどのように動き、対処したかを検証した主な結果を以下に整理します。

この結果は、防災対策の強化や震災の甚大な被害から復興に向けた各施策の基礎的な資料として、また、今後のまちづくりの重要な要素となるものです。

(1) 地震発生

地震直後

- ・天井などの落下があったため、屋内から避難した。
- ・地震で道路に亀裂が生じて危険だった。
- ・地震発生後、避難先を家族で話し合ってきた。

【検証結果から見てきたこと】

- ◇日頃から、避難場所や避難路を確認しておくこと

安否確認

- ・声がけにより避難を実施した。
- ・高齢者や1人暮らしの方には各戸訪問で対応した。
- ・根廻地区の「黄色い旗」ルールで効果的な安否確認が可能となった。
- ・時間とともに安否確認が困難となった。

- ◇日頃からの地域コミュニティづくりの大切さ
- ◇安否確認の方法を家族や地域で予め決めておくこと

(2) 避難誘導・津波来襲

避難方法

- ・高齢者などは、車で避難した。
- ・車による避難で交通渋滞が発生した。
- ・避難場所・避難所まで、河川橋の横断や狭隘道路^[注]の通行など危険箇所を通行した。
- ・道路側溝の蓋が外れるなど、夜間の歩行が危険であった。
- ・東名、野蒜から20人程度避難してきた。
- ・避難路や通勤者が松島に帰宅する経路、物資輸送路等の通行可能な道路が限られた。

【検証結果から見てきたこと】

- ◇避難時の移動に関するルールづくり
- ◇夜間の震災を踏まえた避難誘導の確立
- ◇町外からの避難者の受入体制の確保
- ◇避難経路と物資輸送路の確保

- ・加齢・病弱のため避難所まで行けなかった。
- ・避難所に指定している学校が避難者を受け入れることはできなかった。
- ・寺院やホテルが避難者を受け入れた。
- ・場所によっては避難所が満員となり、避難所に入室できない人もいた。
- ・海辺に居た観光客の避難誘導には、船会社の人活躍した。
- ・各ホテルの従業員が、観光客を的確に誘導した。

【検証結果から見てきたこと】

- ◇震災時における要援護者^[注]への対応強化
- ◇観光客を含めた方々の避難場所、避難所の確保
- ◇地域住民や学校、民間企業等との連携による避難誘導

(3) 救援活動

- ・身近に病院があることや医療チームの滞在が安心感を与えた。
- ・高齢者など、震災時に援助が必要な方の支援方法が不明確であった。
- ・人工透析や酸素吸入器などを必要としている方への水や電源の確保が困難であった。
- ・津波により、瓦礫やガスボンベ等が住宅地に流出し、危険であった。

【検証結果から見てきたこと】

- ◇広域支援体制や病院との連携強化
- ◇震災時における要援護者が安全・安心して避難できる福祉避難所等の環境確保
- ◇個人情報の柔軟な運用
- ◇避難や救援の妨げとならない施設管理

- ・防災無線^[注]が聞こえにくい、聞こえない地区があり、避難・救援等の迅速な動きが取れなかった。
- ・受信側が防災無線の電源を切っていたり、スピーカーの向きを変えてしまっていた。
- ・防災無線で、津波情報を聞いた方が海岸まで見物にきた。
- ・移動無線を日頃から訓練していたため、有効に活用することができた。
- ・防災無線は、通信用バッテリーが30時間可能と想定していたが、結果的には20時間でダウンした。
- ・交通情報や施設の復旧時期など、情報伝達のトレーニングの見直しが必要と感じた。

- ◇情報収集・伝達の日常的な訓練の充実
- ◇日常的な防災無線の管理・運用の強化
- ◇情報収集・伝達に必要な電源等の十分な確保
- ◇情報収集・伝達の代替性の確保

(4) 避難生活

水

- ・ 沢水や井戸水を生活用水として活用することができた。
- ・ 温水プール「美遊」の非常用のろ過装置を活用して給水が可能となった。
- ・ 給水ポイントの不足、情報の周知不足などで地域によってはパニック状態となった。
- ・ 一人暮らしの方は、給水や支援物資を受け取りに来ることができなかった。

【検証結果から見てきたこと】

- ◇ 震災時の水（生活用水、飲料水）の確保
- ◇ 水質検査による水の安全確保・情報発信の充実
- ◇ 震災時における給水体制の強化
- ◇ 自宅で避難生活をしている方への支援の確保

食料

- ・ 各家庭から食料や炊事用具を持ち寄って、避難生活を送った。
- ・ 停電等により、備蓄米が精米できないなど、食料を配給できるまでに時間を要した。
- ・ 災害協定^[注]を結んだ店舗から物資が提供されなかった。
- ・ 東松島市から避難してきた人達にも配給した。
- ・ セケ浜町に給食の提供支援を行った。

- ◇ 各家庭・各地区における食料、避難生活資材等の備蓄強化
- ◇ 民間企業との災害協定の充実
- ◇ 近隣市町への災害支援や受け入れ体制の強化

燃料

- ・ ガソリンの供給機能が低下し、避難生活等に支障をきたした。
- ・ 農家の方が、農機具用として常備していた燃料を提供してもらい、地域で利用した。
- ・ 各家庭からガス炊飯器やガスレンジを搬入して利用した。

- ◇ 燃料備蓄が可能となる設備と地域連携の確保
- ◇ 調理・加工器具を含めた震災時の備蓄の確保



■セケ浜町への給食提供支援



■ガソリン給油のための渋滞

電気

- ・避難所に暖房器具が少なく、燃料の確保や太陽光発電等の設備が必要と感じた。
- ・指定避難所1箇所につき、発電機が1台以上必要であると感じた。
- ・停電により街路等が消えたり、家電が使えないなど、怖く、寒い思いをした。

【検証結果から見えてきたこと】

- ◇太陽光発電等、自然エネルギーの活用
- ◇非常用電源の確保

避難所運営

- ・避難所の運営を行うために、個人の役割を決めた。
- ・区長や学校の先生に避難所の運営を依頼した。
- ・避難所のリーダーについては、あらかじめ決めておく必要があると感じた。
- ・避難所の鍵の管理など、管理体制を見直すことが必要と感じた。
- ・避難所に指定していない場所での施設運営や状況把握に苦慮した。
- ・高齢者への心づかいとして、椅子を準備しておくことが必要と感じた。
- ・介護を要する方等に対して、パーテーションが必要と感じた。

- ◇避難所の運営や正確な情報を伝達する人材（リーダー）の育成
- ◇避難所の運営方法と情報伝達・収集機能の強化
- ◇高齢者や要介護者に配慮した避難設備の充実
- ◇地域住民や学校、民間企業等との連携による避難誘導

(5) 訓練の有効性

避難訓練

- ・避難訓練は、地区住民の連携（コミュニケーション）づくりに有効であった。
- ・役員だけが参加する避難訓練では意味がないと感じた。
- ・避難訓練の中で、情報伝達手段も訓練しておくことが必要と感じた。
- ・観光協会等や自主防災組織が主体となって、年に数回の避難訓練を実施していることが有効であった。
- ・避難訓練を通じて、実際の震災時に何が足りないかを確認しておくことが必要と感じた。
- ・避難所に備えてあるAED^[注]（自動体外式除細動器）の使い方を訓練することが必要と感じた。

【検証結果から見えてきたこと】

- ◇日常的なコミュニケーションを通じた地域防災機能の強化
- ◇多様な参加者による避難訓練の実施
- ◇目的意識を持った実践的な避難訓練の実施
- ◇防災組織の構成員に対するマニュアルの充実



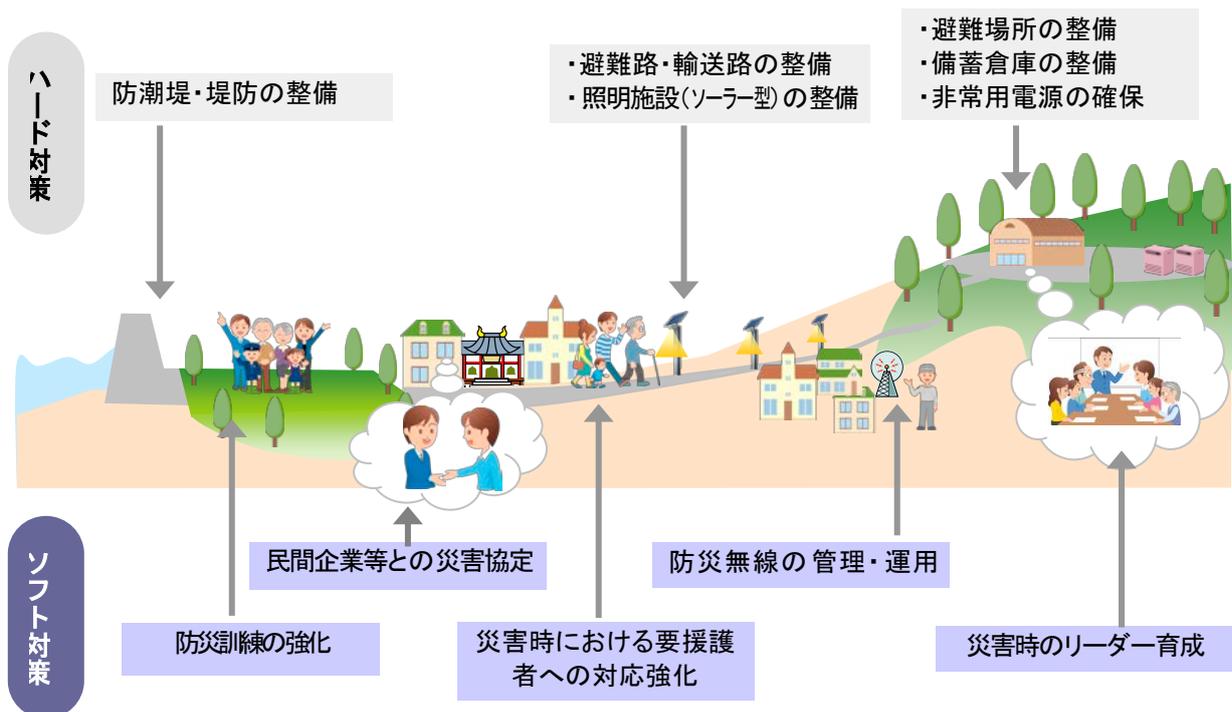
● 検証結果を踏まえた今後の防災対策の方向性

- ◇津波からの避難路等を確認する防災訓練の強化
- ◇避難経路と物資輸送路（幹線道路）を確保
- ◇住民や観光客等が安全に避難できるよう避難場所、避難所、照明施設等の整備
- ◇震災時における要援護者への対応強化
- ◇情報収集・伝達に必要な電源や連絡体制等の確保
- ◇日常的な防災無線の管理・運用の強化
- ◇避難生活の備蓄（水、食料、電気、燃料、暖房器具等）の強化
- ◇社寺や民間企業等との災害協定の充実
- ◇避難所の運営管理の充実
- ◇地域コミュニティの再生・活性化
- ◇地域特性に応じた松島町地域防災計画・ハザードマップ^[註]の見直し

○ 復興を進める上での重要な要素

- ・助け合う心と、人と人との繋がりが、「復興」に向けた絆となり、震災から立ち上がる勇気や希望になったこと。
- ・未曾有の被害や困難に立ち向かう住民相互の協力と、地域の知恵や「創造」により、いち早く復旧することができたこと。
- ・人々の絆と、いち早い復旧により、被災した近隣市町に「貢献」することができたこと。

※) 検証の基礎資料：民生委員児童委員協議会地区別懇談会（平成23年7月25日）
 全世帯アンケート（平成23年8月8日～9月5日）
 町内12行政区へのヒアリング（平成23年8月22日～10月14日）
 松島町震災復興計画検討プロジェクトチーム（平成23年8月31日～9月1日）



■ 防災対策のイメージ

第3章 復興の理念と目標

本章では、本町の復興の理念と目標や、目標別の計画体系図について記載しています。

— 第3章 復興の理念と目標 —

1 震災復興の基本理念

松島を構成する 260 余りの島々が、東日本大震災の津波から壊滅的な被害を防ぎ、多くの「人」、「歴史」、「文化」を守ってくれました。

万葉の昔より風光明媚な地として知られ、現代でもその自然美が人々を魅了し続けている「松島」。背後地には、国宝や重要文化財が多く残存し、安土桃山文化の香り高い場所です。

私たちは、先人達が守り・育て続けてきた国を代表する景勝地・松島について、「自然と共に生きる」という尊さ、そして、「松島の自然が、今次の津波から私たちを守ってくれた」という事象を後世に伝えていく使命があります。

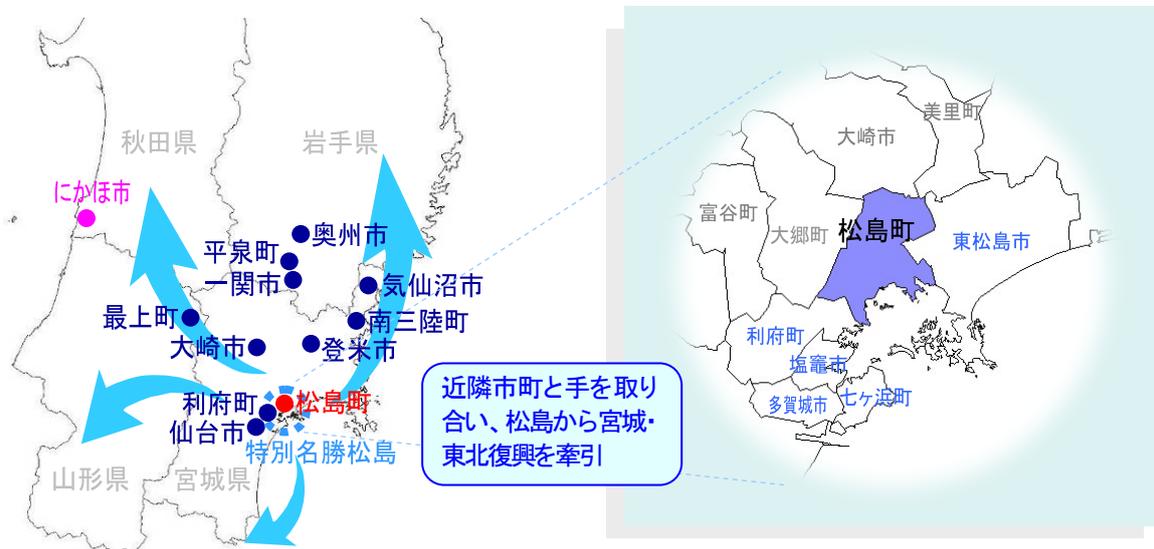
そのためには、松島湾を囲む近隣市町と手を取り合い、松島の美しさと安全の継承と情報発信が大切であり、本町はその中心的な役割を果たしていきます。

計画コンセプト

「復興」「創造」そして「貢献」

～東北・松島の美しさと安全を継承し発信する復興のまちづくり～

- 基本理念**
- 1 絆と協働を基調とした「復興」
 - 2 復興による新しい松島の「創造」
 - 3 連携による広域的な「貢献」



※記載都市は、夫婦町及び伊達な広域観光圏（伊達な広域観光推進協議会）を構成する市町

松島湾を囲む3市3町※が手を取り合い、復興の取組み等を推進し、多様な魅力を有する東北の再生・活性化を目指す。

■松島から東北復興のイメージ

※3市3町：塩釜地区広域行政圏及び松島湾を囲む自治体（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、東松島市）

理念1 絆と協働を基調とした「復興」

今回の震災で、人と人、地域と地域とのつながりや支え合いが大切であることを改めて実感しました。本町の復興を成し遂げていく主役は、町民一人一人です。力強く創造性に富む復興に向かっては、町民と行政が一つの方向を目指し、連携していくことが何よりも重要です。今回の震災による教訓と経験を生かして、人と人、地域と地域との結びつきを更に広げ、絆と協働を基調とした「復興」を推進していきます。



理念2 復興による新しい松島の「創造」

本町は、この震災で未曾有の被害を受けましたが、この困難を大きな飛躍へとつなげるにより、町の未来が開けます。松島固有の自然、歴史・文化等の多様な地域資源を最大限に生かした復興により、これまで以上に素晴らしい、新しい松島を「創造」していきます。



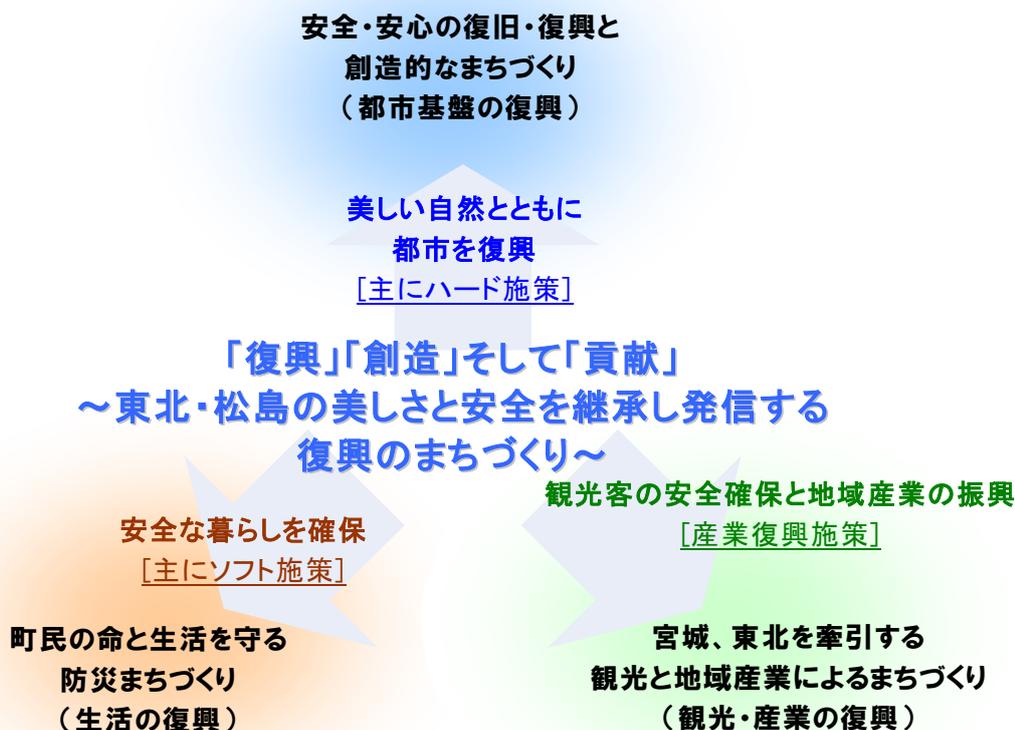
理念3 連携による広域的な「貢献」

本町は、隣接沿岸市町と比較すると大きな被害をまぬがれました。それは、松島の多くの島々が、私たちを守り、助けてくれたおかげでもあります。このことから、甚大な被害を受けた「日本三景 松島」を構成する仲間である近隣市町や今回支援を頂いた方々との絆や連携を大切にし、今後の災害時に、松島が復興支援の拠点となるなど、近隣市町や広域的な市町との相互支援の強化により「貢献」できる取組みを行っていきます。



2 復興政策の目標

復興政策は、計画コンセプトを柱として、都市基盤（主にハード施策）、生活（主にソフト施策）、観光・産業（産業復興施策）の3つ目標に重点を置いて、震災復興を進めていきます。



■ 計画コンセプトから目標の展開イメージ

目標1 安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり（都市基盤の復興）

松島湾に面し、これからも美しい自然や豊かな海の恵みとともに発展を目指す本町は、より安全・安心な都市基盤の整備、強化などを推進します。

基本方針

- ・道路、高城川等の河川、松島港等の港湾など、町内の基盤施設について、速やかな復旧・復興を図ります。
- ・ライフライン（電気、ガス、水道など）や交通などについて、災害発生時の代替手段の確保も含め、その機能の維持・強化を図ります。
- ・都市基盤、土地利用の創造的な見直しを進め、安全で快適な道路網、交通環境の整備や、安心して暮らせる市街地の整備を図ります。

目標2 町民の命と生活を守る防災まちづくり（生活の復興）

被災者の生活再建の支援を図るとともに、安全で安心して暮らし続けることができる防災まちづくりを推進します。

基本方針

- ・今回の災害による課題を検証したうえで、松島町地域防災計画に掲げる「世代継続する防災まちづくり」の理念を踏まえ、総合的な防災対策の充実・強化を図ります。
- ・災害発生時における適切な誘導や安全な避難路、避難場所となる公共施設の安全性、機能性の確保や施設の耐震化など、防災機能・対策の強化を図ります。
- ・他市町村からの避難の方も含め、災害時における医療・福祉等のサービスや、被災された方々への生活再建支援策の充実を図ります。
- ・将来を担う子ども達の防災教育を推進し、防災の意識を高めるとともに、地域ぐるみで学校の安全性の向上を図ります。
- ・高齢者、障がい者などの災害弱者を守るため、防災訓練等を通じた日常的な地域コミュニティの形成と災害後も含めた心のケアの充実を図ります。
- ・近隣市町や夫婦市町を提携する秋田県にかほ市などの他市町村と、災害時に互いに貢献し合える仕組みを構築し、相互の応援・支援体制の充実を図ります。

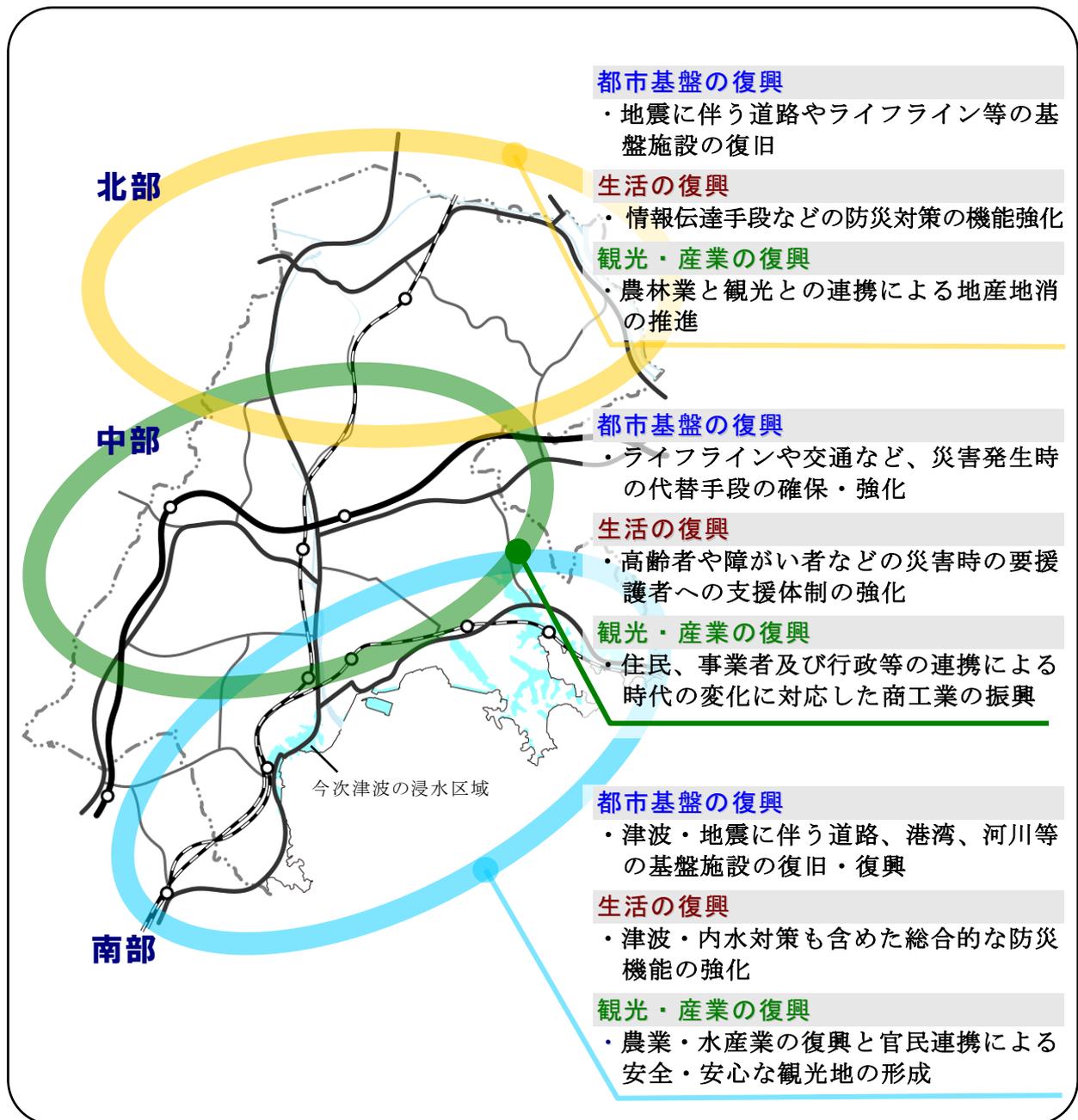
目標3 宮城、東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり

（観光・産業の復興）

安全で魅力的な観光地を再構築し、世界に誇れる観光地・松島の継承と情報発信を行うとともに、災害時に観光客を確実に守る防災機能の強化を推進します。

基本方針

- ・住民や観光客等がより上質な価値を共有できる美しい松島、新しい松島の「創造」を目指し、農業・林業・水産業が有する日々の生活から培われてきた「生業」の魅力向上を図ります。
- ・観光客の命を守るため、地域住民、観光事業者や関係団体と連携して、災害発生時の誘導、避難などの体制を確立し、最も安全・安心な観光地の形成を図ります。
- ・「日本三景松島」の確かな情報発信や松島らしい復興まちづくりなどに取組むことにより、観光の自粛や風評被害の影響を克服し、宮城・東北の観光産業へ貢献を図ります。
- ・観光と連携した地場産業の振興に取り組むことにより、地産地消^[註]の推進や食の安全を確保するなど、農業・林業・水産業の復興を図ります。
- ・住民、事業者及び行政等が協力し、震災による被害を乗り越え、時代の変化に対応した松島の商工業の復興を図ります。

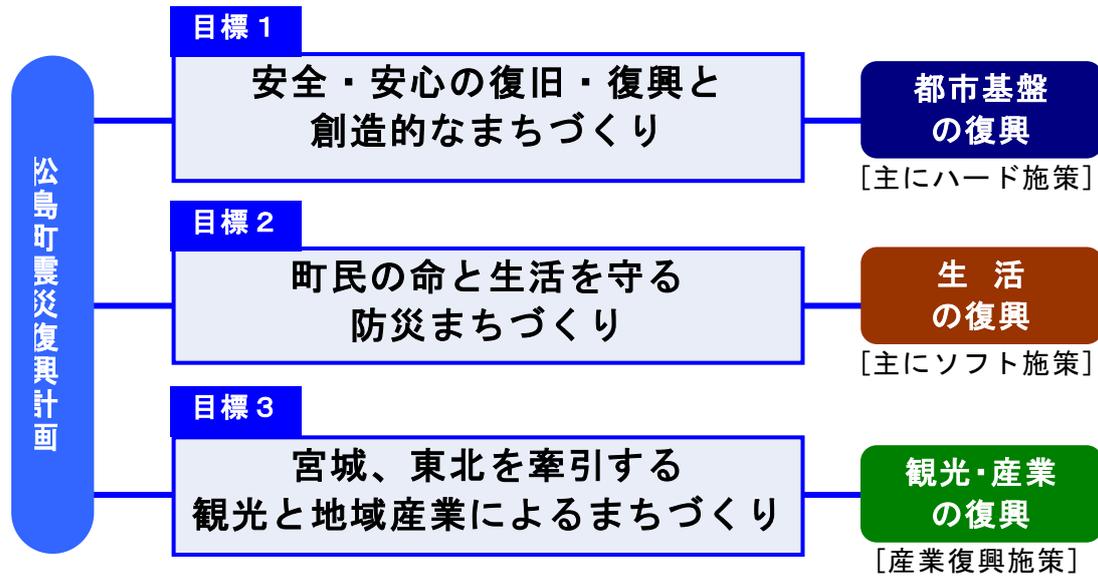


■復興に向けた基本方針図（ゾーン別）



■被災後の松島湾（H23年6月9日撮影）

3 計画体系図



都市基盤の復興

目標 1 安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり

《事項》	《施策》	
土地利用	①暮らしと生活再建の充実 ②環境に配慮した住宅地づくりの推進	③被災企業の産業再生の支援 ④土地利用調整の推進
自然環境 保全・公害	①災害廃棄物の適正処理 ②自然環境・生活環境の保全	③再生可能エネルギー ^[注] の導入促進 ④放射能監視体制の確保
河川・港湾	①総合的な河川の防災対策 ②海岸施設の復旧	③魅力ある港まちづくりの推進 ④統合港湾による地域間交流の促進
公園・緑地	①公園・緑地の再生 ②災害から地域を守るみどりの空間づくり	③復興を牽引する新たな機能の導入 ④日本三景松島の景観の継承と創造
住宅	①住宅再建と定住促進	②環境に配慮した住宅地づくりの推進
上水道	①安心して利用できる良質な水の供給	②災害に強いライフラインの構築
下水道	①快適な生活と安全・安心な暮らしを守る 下水道施設の復旧	②災害に強い下水道施設の構築
道路	①生活・産業を支える道路機能の再生 ②命を守る避難・救援ネットワークの形成	③防災と観光機能を備えた交通環境の創出
公共交通	①交通輸送の再開への支援	②防災機能と観光機能を備えた交通環境の創出
情報・通信	①防災情報の機能強化	
交通安全	①交通安全施設の機能強化	

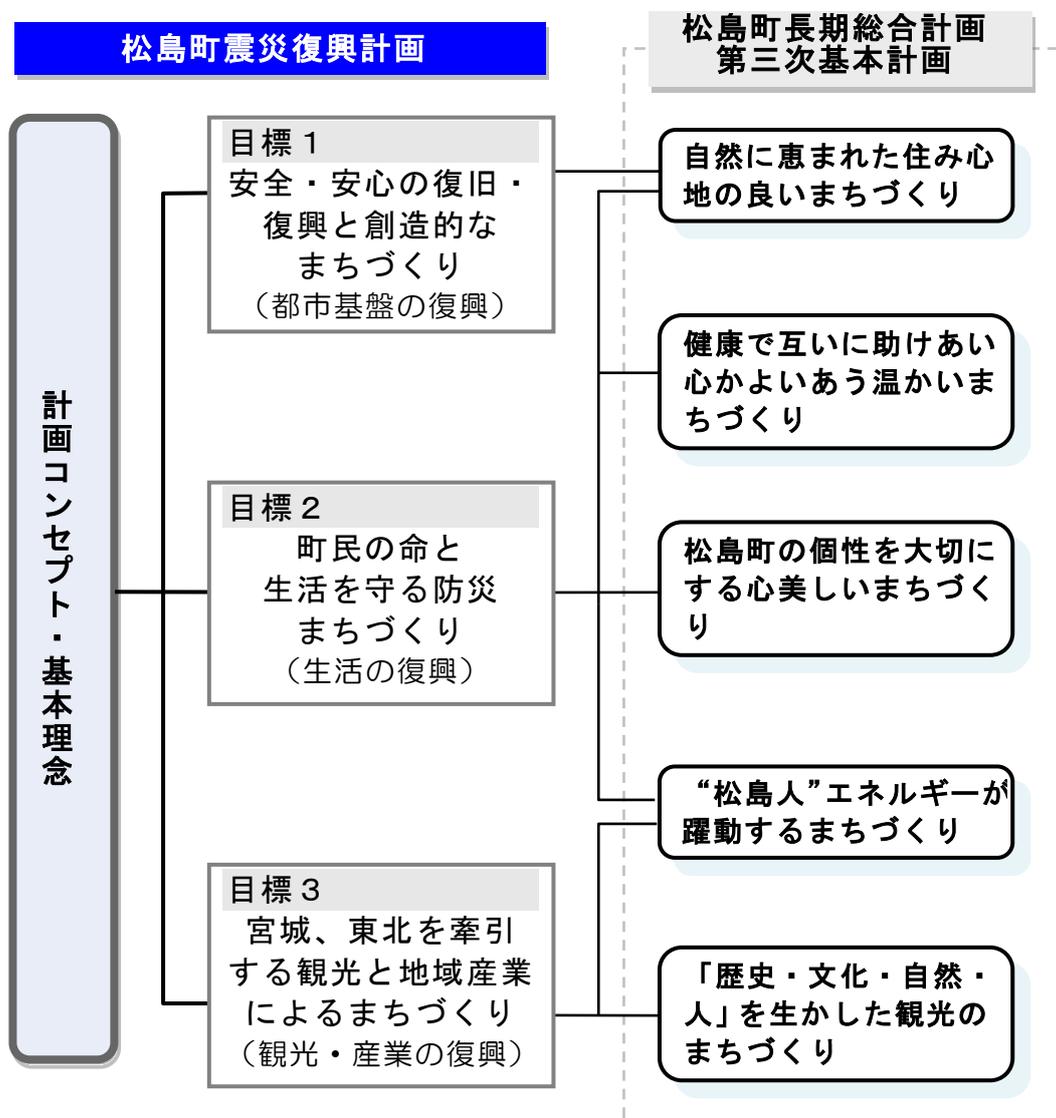
目標 2 町民の命と生活を守る防災まちづくり

《事項》	《施策》	
防災	①防災拠点の復旧と機能強化 ②ライフラインの機能強化	③防災教育の強化 ④地域特性に応じた防災対策の強化
防犯	①まちを守る防犯体制の強化	
保健・医療	①災害時の医療体制の強化	
高齢者福祉	①福祉関連施設の復旧	②安心できる福祉環境の形成
児童福祉	①福祉関連施設の復旧	②安心できる福祉環境の形成
障がい者福祉	①安心できる福祉環境の形成	
保健福祉 ボランティア	①安心できる福祉環境の形成	
社会保障	①暮らし再建の支援	
学校教育	①教育施設の復旧・充実 ②児童生徒等の心のケア	③防災学習(「まつしま防災学」)の充実
社会教育	①教育施設の復旧・充実	
スポーツ振興	①運動施設の復旧・充実	②スポーツを通じた復興支援の充実
住民参加	①防災教育の強化	②地域特性に応じた防災対策の強化
広域行政	①広域支援体制の構築	

目標 3 宮城、東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり

《事項》	《施策》	
観光都市	①地域連携による松島・東北の観光交流の促進	②復興を牽引する新たな機能の導入
交流事業	①地域連携による松島・東北の観光交流の促進	
地域文化	①震災の記録と伝承	
文化財保護	①文化・地域資産の修復と伝承	
観光業	①文化・地域資産を生かした観光振興 ②観光客の安全確保の体制強化	③命を守る避難・救援のネットワークの形成
農林業	①農業の再生への支援 ②農業の高付加価値化 ^[注] への支援	③林業の維持・再生の支援
水産業	①水産業の再生への支援 ②持続可能な経営体制づくりへの支援	③漁港施設 ^[注] 、生産施設の集約化 ④魅力ある港まちづくりの推進
商工業	①商工業の再生への支援 ②雇用環境の創出・支援	③商店街の防災機能の向上 ④被災企業の産業再生の支援

なお、本計画は、松島町長期総合計画・第三次基本計画と連動させ、これらを一体の計画として推進していきます。



■ 震災復興計画と長期総合計画・第三次基本計画との関係

第4章 目標別の復興基本計画

本章では、復興政策の目標別に、復興に向けた課題や施策及び事業について記載しています。

— 第4章 目標別の復興基本計画 —

目標1 安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり（都市基盤の復興）

（1）現状と課題

1）都市基盤（町管理施設）に関する被害状況等

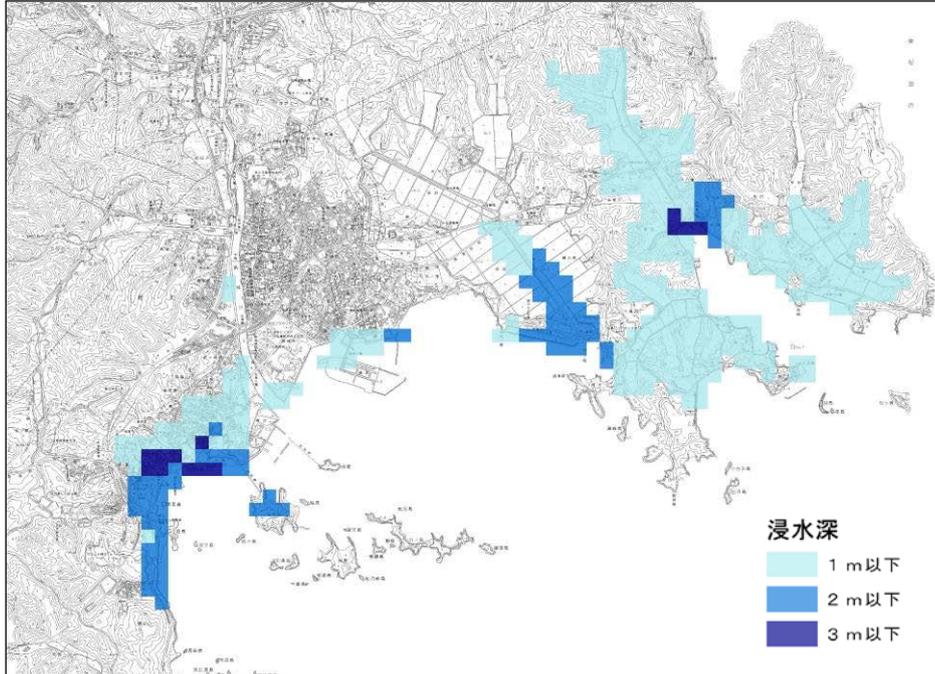
施設	被害状況（平成23年11月30日時点）
町道	197箇所、L=25.7km（亀裂、沈下等）
漁港	3漁港（古浦、名籠、銭神：護岸・物揚場エプロン・防波堤等の沈下、亀裂等）
河川	1河川（幡谷後沢川：亀裂、破壊等）
橋梁	42箇所（橋台、橋脚亀裂、舗装段差等）
公園	1箇所（松島運動公園：園路損傷、施設内設備損傷）
上水道施設	取水施設1箇所、浄水施設1箇所、給配水施設等252箇所の損傷等
下水道施設	管路L=2.3km、マンホール173箇所、マンホールポンプ1箇所、雨水排水路L=0.1km、雨水ポンプ場5箇所、浄化センター1箇所、汚水中継ポンプ場1箇所の損傷等
町民バス	<ul style="list-style-type: none"> ・路線道路の損傷により運行を見合わせていたが、4月1日より運行再開（日曜・祝日は運休）。 ・6月1日より日曜祝日も通常運行を再開。
その他行政施設	役場庁舎（沈下、建物杭・外壁損壊等）

2）民間管理施設に関する被害状況等

施設	被害状況等
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域で停電し、3月18日に全域で通電。 ・4月7日の余震により停電し、4月9日に全域で通電。
電話	町内全域で停止したが3月20日に固定電話が復旧。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東北本線、JR仙石線ともに運行を見合わせ、3月31日から4月4日まで松島駅・岩切駅前間の臨時バスを運行。 ・4月5日に東北本線（仙台駅・松島駅間）が運行再開となったが、4月7日の余震により再び運行停止となり、4月12日から4月20日までの期間は、仙台ルート（松島駅・仙台間）、塩釜ルート（松島駅・塩釜駅間）の臨時バスを運行。 ・4月21日に東北本線（仙台駅・一ノ関駅間）が運行再開。 ・5月28日に仙石線（東塩釜駅・高城町駅間）が運行再開。

3) 津波による浸水

町域約 5,404 ヘクタールのうち、約 167 ヘクタールが津波により浸水しました。一部の地域では、浸水深が 2m を超えるなど、甚大な被害を受けました。

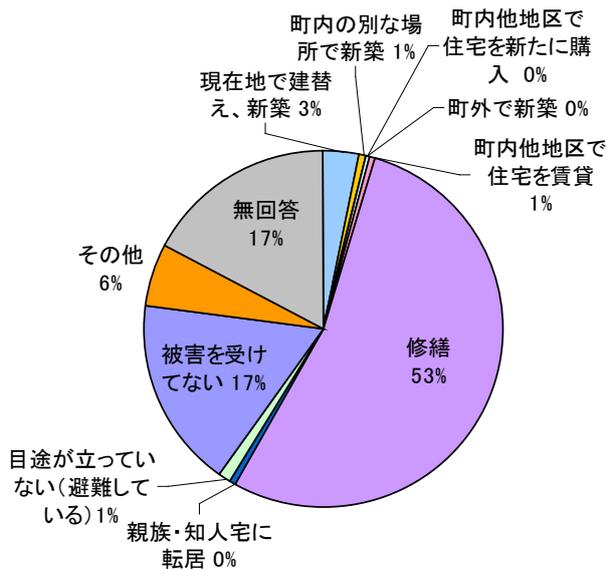


資料: 東日本大震災による被災現況調査結果関連資料

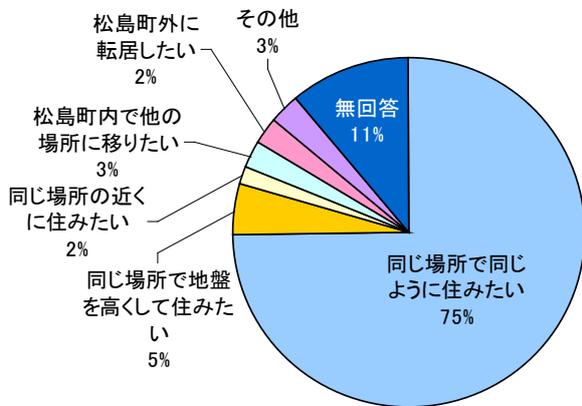
■ 東日本大震災に伴う津波の浸水深 (100mメッシュ)

4) 住民の意向

被害を受けた住まいの再建方法については、「修繕」が 53% と最も多くなっています。また、今後の居留意向は、「同じ場所で同じように住みたい」が 75% と最も多く、「同じ場所で地盤を高くして住みたい」が 5% となっています。



■ 住まいの再建方法

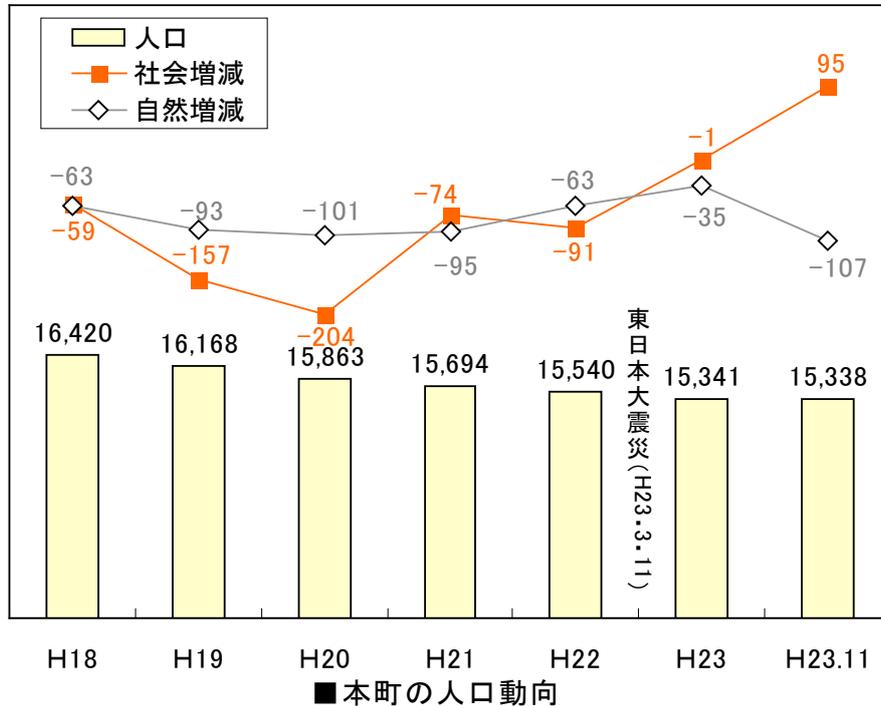


■ 今後の居留意向

資料: 全世帯アンケート調査結果

5) 社会動向 (人口)

本町の人口は、平成 18 年から平成 23 年の 5 年間で 7%減少しています。なお、平成 23 年 4 月 1 日と平成 23 年 11 月 1 日の本町の人口を比較すると、95 人の社会増 (転入者) となっています。



出典: H17~H23 松島町住民基本台帳 (各年 4 月 1 日)

H23.11 (人口) 松島町住民基本台帳

H23.11 (増減) 宮城県市町村別推計人口増減数

6) 復興に向けた主な課題

主な課題	区分
◆地盤沈下による内水対策や都市基盤の復旧	土地利用
◆震災に伴い発生した廃棄物の分別や処理	自然環境保全・公害
◆建造物の崩壊や損傷、建造物の沈下等への対応	河川・港湾
◆公園施設復旧と緑の空間を活用した防災機能の向上	公園・緑地
◆住宅再建支援と環境に配慮した住宅づくりの促進	住宅
◆上下水道施設の復旧、施設の耐震化・長寿命化 ^[注]	上水道・下水道
◆災害に強い道路網の形成	道路
◆誰もが安全に利用できる公共交通の確保	公共交通
◆災害時における正確な情報発信と通信機器の整備	情報・通信
◆交通安全施設の災害対応の強化	交通安全

(2) 取組みの方向性

三陸沖で発生した東日本大震災による津波は、東松島市の海岸部を乗り越え、早川漁港の周辺では、入江になっている地形条件等から、背後地の住宅地や農地が甚大な被害を受けました。

また、市街地では、津波により公共施設や観光施設が大きな被害を受けたほか、地震に伴う地盤沈下で、海水の流入や雨水の排水不良等が発生し、日常生活や観光振興上の問題となっています。

都市基盤の復旧にあたっては、一日も早い安全・安心な生活・産業環境を取り戻すため、国や県、さらには、隣接市町との連携を図りながら、松島の歴史や風土にふさわしい、発展的な復旧による都市機能の回復を進めます。

都市基盤の復興は、全世帯アンケートの結果等からも伺えるように、現位置での生活・産業の再建が基軸となることから、ハード（施設整備）とソフト（避難等）の組み合わせにより、沿岸部における津波対策の強化を図ります。また、被災者のニーズを踏まえ、災害公営住宅^[注]等の制度を活用し、安全な居住地の確保を図ります。

さらに、優れた景観を有し、国際観光都市として大きな役割を担っている本町の責務として、「特別名勝松島の保存管理計画^[注]」に配慮しながら、松島が有する歴史や文化、風土を最大限に生かすための各種施策に取り組めます。また、松島・宮城・東北の復興をいち早く世界に発信するとともに、更に魅力ある松島を目指した「創造」の各種施策に取り組んでいきます。

都市基盤の復興 《取組みの方向性のイメージ図》

■復旧期（都市機能の回復）

道路、防潮堤等の都市基盤の復旧や、被災した住宅地の復旧を支援するなど、都市機能の回復を図ります。

■復興期（津波対策の強化）

津波から逃げるための避難路や避難場所等の整備を図るとともに、津波からまちを守るための公園づくりなど、津波対策の強化を図ります。

■創造期（安全・魅力の創造）

津波来襲のおそれがない松島北インター周辺等に、住居系土地利用を推進するなど、松島の安全と魅力の創造を図ります。

安全・安心の復旧・復興と 創造的なまちづくり

※計画期間は事業着手時期を表示



(3) 復興に向けた施策及び事業

土地利用

《基本的な考え方》

津波により被災した沿岸部区域については、防潮堤等の施設復旧に併せて、住民等のニーズを踏まえながら、都市基盤の復旧・復興に取り組めます。

津波が到達しなかった区域については、被災者や被災企業の受け入れが可能となる土地利用の確保に取り組めます。

①暮らしと生活再建の充実

沿岸部の一部の住宅地等では、地震に伴う地盤沈下により、海水の流入や雨水の排水不良等が生じていることから、必要となる都市基盤の復旧・整備を進めます。また、松島海岸駅周辺は、街並み景観、宅地の防災機能の向上等について、住民協働^[註]で検討を進めます。

【主な関連事業】

- 宅地等防災機能強化 【復興期】 【創造期】
- 海岸地区の防災街並み整備 【復旧期】 【復興期】
- 松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくり 【復興期】 【創造期】

②環境に配慮した住宅地づくりの推進

省エネルギーへの取り組みや太陽光等の再生可能エネルギーの活用等による災害に強いまちづくりのモデルとして、住環境の整備を図ります。

被災者の受け入れが可能な新たな住宅地の整備や、災害時におけるエネルギー確保の問題への対応を目的とした環境配慮型の住宅づくりを誘導します。

【主な関連事業】

- 災害に強いまちづくりモデル 【復興期】 【創造期】
- 環境配慮型住宅の復興支援 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

③被災企業の産業再生の支援

交通利便性が優れた地域等に、産業系土地利用を配置し、町内外を問わず、被災した企業が安全・効率的に操業できるよう環境整備を図ります。

【主な関連事業】

- ものづくり産業の復興 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 企業立地の推進 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

④土地利用調整の推進

早期の生活再建、産業復興に向けて、土地の復旧・有効利用ができるよう、国や県と協議を進め、法手続等の土地利用調整の円滑化を図ります。

【主な関連事業】

- 復興整備等に関する計画策定 【復旧期】 【復興期】

自然環境保全・公害

《基本的な考え方》

震災関連で生じた廃棄物の適正な分別と処分を進め、循環型社会の形成に努めるとともに、津波により環境が変化した海の環境保全・再生に取り組みます。

災害時におけるエネルギー確保の観点から、太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。また、放射線測定を継続的に取り組みます。

①災害廃棄物の適正処理

被災家屋等から生じる災害廃棄物については、分別の上、適正処理を早急に進めるとともに、災害廃棄物の仮置場用地の早期復旧を図ります。また、今後、災害時における廃棄物の大量発生に備えて、県や近隣市町等との広域的な相互処理体制の構築を図ります。

【主な関連事業】

- 災害廃棄物の処理 【復旧期】
- 災害広域連携の強化 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

②自然環境・生活環境の保全

震災の影響を受けた海域の水質変化をモニタリング調査^[註]するとともに、水質浄化や津波により流出した藻の育成を図り、自然環境の保全と安全な生活の確保を目指します。

【主な関連事業】

- 水環境のモニタリング調査 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 海の環境整備 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

③再生可能エネルギーの導入促進

災害時におけるエネルギー確保及び本町が有する自然環境に配慮した低環境負荷型のまちづくり形成に向けて、公共施設や住宅等の民間施設を対象に、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を図ります。

【主な関連事業】

- 新エネルギー設備の導入 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

④放射能監視体制の確保

放射線測定継続的な実施など、住民や観光客等の不安解消に向けた取り組みを行い、放射線による風評被害の軽減に関する情報発信など、必要に応じた対策を講じます。

【主な関連事業】

- 放射能監視体制の確保 【復旧期】 【復興期】

河川・港湾

《基本的な考え方》

高潮や波浪から命や財産などを守るため、海岸施設等の早期復旧に取り組みます。施設の整備にあたっては、周辺のまちづくりと連携し、防災と減災、さらには観光地としての観点から、必要となる対策に取り組みます。

①総合的な河川の防災対策

堤防の整備やポンプ施設の増強、津波遡上に備えた水門等の適切な管理など、津波と内水に対応した総合的な防災対策を進めます。また、高城川沿川等には、防災上の重要な施設が集積していることから、津波や河川氾濫等に対する護岸整備の促進を図ります。

【主な関連事業】

- 河川の復旧 【復旧期】
- 河川堤防嵩上げ 【復旧期】 【復興期】



■高城川（左岸）

②海岸施設の復旧

津波等により、破損、機能低下が生じている護岸については、松島が有する文化や景観に配慮し、施設の復旧を進めるとともに、住民の意向を踏まえて、必要となる沿岸部の環境整備を図ります。

【主な関連事業】

- 防潮堤嵩上げ 【復旧期】 【復興期】
- 高潮対策 【復旧期】 【復興期】

③魅力ある港まちづくりの推進

松島湾内の水産施設周辺については、津波等により物品や付帯施設が流出しないよう、日常的な保管・管理体制の強化を図るとともに、水産体験施設の整備などを検討し、松島港の安全・高度利用を図ります。また、松島漁港は、施設復旧や環境整備を進め、新たな魅力創出の場としての検討を進めます。

【主な関連事業】

- 漁港災害復旧 【復旧期】
- 拠点漁港等整備 【復興期】 【創造期】
- 松島海岸の避難路等の整備 【復興期】 【創造期】

④統合港湾による地域間交流の促進

松島港が、観光、文化等の中心的な役割を担い、地域間交流ができるよう、関係機関と協議しながら、松島港、仙台塩釜港及び石巻港の三港一体化を促進します。

【主な関連事業】

- 三港一体化の促進 【創造期】



■カキの養殖施設



■カキの養殖体験

公園・緑地

《基本的な考え方》

沿岸部の公園については、被災以前と同様に、海に親しめる空間として復旧に取り組むとともに、宮城・東北の復興を象徴する施設の整備について、国や県と協働で取り組みます。

内陸部の公園については、災害時における防災機能を備え、避難場所や近隣市町の後方支援基地としての機能確保に取り組みます。

①公園・緑地の再生

震災により被害を受けた公園施設の復旧を進めます。手樽海浜公園周辺は、海が親しめる施設として復旧し、住民等の憩いの場所として施設整備を図るとともに、既存施設を活用した自然学習施設等の検討を進めます。

【主な関連事業】

- 西行戻しの松公園の復旧 【復旧期】
- 松島運動公園の復旧 【復旧期】
- 松島パノラマハウスの復旧・復興 【復旧期】 【復興期】
- 海浜復興・環境整備 【復興期】

②災害から地域を守るみどりの空間づくり

松島海岸公園は、松島の景観と市街地の安全性確保の両立を目指し、必要となる施設整備を促進します。また、新たな住宅地や産業拠点の形成に併せて、災害時の避難場所や活動拠点となる防災機能を有する公園の整備を図ります。

【主な関連事業】

- 松島海岸公園の整備促進 【復旧期】 【復興期】
- 防災機能を有する公園の整備 【復興期】 【創造期】



■西行戻しの松公園



■松島パノラマハウス

③復興を牽引する新たな機能の導入

松島海岸駅周辺の公園内に、震災の教訓、地域の風土を後世に継承する施設（例 ミュージアム等）の誘致を進めます。また、津波による被害を受けた自治体と協力し、「ジオパーク構想^[注]（地域全体を学び楽しむ自然の中の公園）」や「三陸復興国立公園（仮称）^[注]」の実現に努めます。

【主な関連事業】

- | | | |
|----------------|-------|-------|
| ●松島ミュージアムの誘致促進 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●ジオパークの整備促進 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●三陸復興国立公園の整備促進 | 【復興期】 | 【創造期】 |

④日本三景松島の景観の継承と創造

松島に浮かぶ大小の島々が本町を津波から守ってくれたなど、この恵まれた自然環境や景観等を住民と共有し、維持・継承するための計画を策定するとともに、住民との協働による景観づくりに取り組みます。

【主な関連事業】

- | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| ●景観計画の策定 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●景観・防災まちづくりの推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |



■新富山からの景観



■福浦橋からの景観

住宅

《基本的な考え方》

被災者の住宅建替えのニーズに併せて、現位置での再建、公営住宅への入居など、多様なメニューを準備し、住民、転入者の生活再建の支援に取り組みます。

住宅建設にあたっては、今次の震災の教訓を踏まえ、自然エネルギーの導入や、地場産業への貢献の視点から、県内の木材の使用等の推進に取り組みます。

①住宅再建と定住促進

被災住宅の復旧や新たな住宅地の整備を進めるとともに、低層階を鉄筋コンクリート造に建替えるなどの災害に強い建築物への誘導を図ります。

また、住宅再建が困難な被災者のために災害公営住宅の建設や分譲・賃貸住宅の紹介等に取り組み、被災者の生活再建を支援します。

被災者の復興の支援と定住促進を図るため、復興支援定住促進事業補助金^[注]を交付し定住促進を図ります。

【主な関連事業】

- | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| ●住宅の応急修理 | 【復旧期】 | | |
| ●被災宅地復旧支援 | 【復旧期】 | | |
| ●住宅団地施設の復旧 | 【復旧期】 | | |
| ●一部損壊住宅修理 | 【復旧期】 | | |
| ●海岸地区の防災街並み整備（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●宅地等防災機能強化（再掲） | | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●木造住宅等の震災対策 | | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●復興支援定住促進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●災害公営住宅の整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●高齢者向け優良住宅整備の誘導 | | 【復興期】 | 【創造期】 |

②環境に配慮した住宅地づくりの推進（再掲）

省エネルギーへの取組みや太陽光等の再生可能エネルギーの活用等による災害に強いまちづくりのモデルとして、住環境の整備を図ります。

被災者の受け入れが可能となる住宅地の整備や、災害時におけるエネルギー確保の問題への対応を目的とした環境配慮型の住宅づくりを誘導します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|
| ●災害に強いまちづくりモデル（再掲） | | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●環境配慮型住宅の復興支援（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |

上水道

《基本的な考え方》

住民への安全な飲み水の確保と、施設の耐震化や緊急時の危機管理体制の確立に取り組みます。

①安心して利用できる良質な水の供給

住民の安定した生活を確保するため、取水施設や給水施設等の水道施設の復旧を図ります。また、関係法令に基づく検査や自主的検査により、水質基準を確保し、安全・安心な水の供給に取り組みます。

【主な関連事業】

- 水道施設の復旧 【復旧期】
- 安全・安心な水づくり 【復旧期】 【復興期】

②災害に強いライフラインの構築

地震による被害や施設の老朽化の状況を踏まえ、水道施設の更新や改良事業に取り組みます。また、大規模災害に備え、自己水源^[註]を確保するとともに、日本水道協会における各水道事業体の相互応援による危機管理体制の強化に取り組みます。

【主な関連事業】

- 水道施設の更新・改良 【復興期】
- 危機管理体制の強化 【復興期】

下水道

《基本的な考え方》

（污水施設）

災害時においても、污水排除の機能を確保できるよう、代替処理機能を整備するなど、早期復旧が可能な施設配置に取り組みます。

（雨水施設）

災害時においても、市街地の雨水排水機能を確保できるよう、応急的な雨水排水体制の強化に取り組みます。

また、地震での地盤沈下による雨水排水能力の低下に対応する雨水排水対策に取り組みます。

①快適な生活と安全・安心な暮らしを守る下水道施設の復旧

町内の雨水ポンプ場、雨水幹線^[註]、汚水管渠、浄化センター、中継ポンプ場などに被害が生じています。住民の快適な生活と安全・安心な暮らしを守るため、これらの下水道施設の復旧に取り組みます。

【主な関連事業】

- 公共下水道施設の復旧 【復旧期】

②災害に強い下水道施設の構築

(汚水施設)

災害時においても汚水排除の基本機能を確保し、代替処理機能を備えるなど、迅速に復旧できる施設の検討を進めます。

(雨水施設)

災害時においても市街地の内水排水の機能確保ができるよう、自家発電機・水中ポンプ等の応急排水設備の充実を図り、応急排水体制の強化に努めます。また、地盤沈下による雨水排水機能の低下に対し、各雨水ポンプ場・雨水幹線の排水能力の強化に努めます。

【主な関連事業】

- 汚水排除の代替処理機能の強化 【復興期】
- 雨水排水施設の強化 【復興期】

道路

《基本的な考え方》

災害に強い交通網を形成するため、代替路線の整備や施設の耐震化等に取り組みます。

沿岸部を中心に、幹線道路から生活道路までを活用して、住民や観光客が安全に避難できる道路空間の整備に取り組みます。

①生活・産業を支える道路機能の再生

経済活動や住民生活の安全性や利便性を確保するため、舗装の打換えや側溝の布設替えなどの復旧に取り組みます。橋梁については、復旧を進めるとともに、耐震化計画及び長寿命化計画に基づき、必要となる整備を進めます。

【主な関連事業】

- 町道の復旧 【復旧期】
- 橋梁の復旧 【復旧期】
- 橋梁の長寿命化対策 【復興期】

②命を守る避難・救援ネットワークの形成

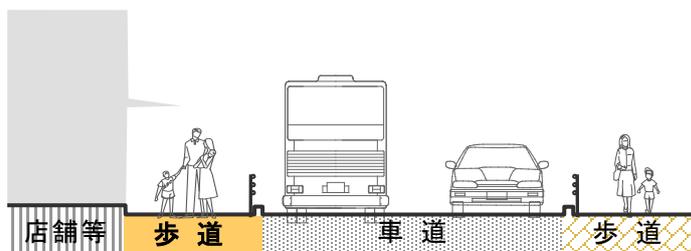
海岸地区の住民や観光客を安全に避難させるため、幹線道路（国道45号等）の避難機能の充実強化をはじめ、道路の無電柱化や避難路・避難場所等の整備を図ります。

災害時における安全な救助活動や円滑な支援物資輸送を確保する避難・救援ネットワークを形成するため、都市計画道路根廻磯崎線や県道鹿島台鳴瀬線等の道路整備を図ります。

【主な関連事業】

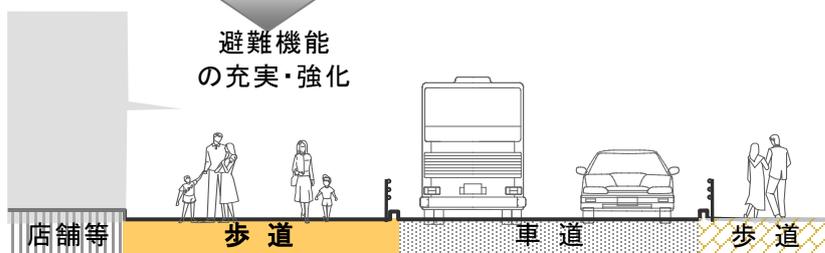
- | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| ●国道45号の安全整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●初原バイパスの整備 | | 【復興期】 | |
| ●津波避難道路の整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●津波避難道路の誘導施設の整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●物資輸送道路の整備 | | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●主要地方道鹿島台鳴瀬線の拡幅整備 | | 【復興期】 | 【創造期】 |

《山側》



《海側》

現状



■国道45号の避難機能の充実・強化（イメージ）



■多くの観光客が利用する国道45号

③防災と観光機能を備えた交通環境の創出

松島海岸駅や松島駅周辺における施設のバリアフリー^[註]化やユニバーサルデザイン^[註]を導入した施設の再整備など、災害時における避難機能の向上、平常時の安全性の向上を目指します。

また、施設復旧に併せて歩行空間を整備し、避難路としての機能確保を図るとともに、避難標識の外国語標記や避難所への夜間照明の設置など、災害時の防災機能の強化を図ります。

【主な関連事業】

- 避難場所・避難所の機能強化 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【復興期】 【創造期】
- 松島海岸の避難路等の整備（再掲） 【復興期】 【創造期】
- 松島駅周辺の安全・安心のまちづくり 【創造期】

公共交通

《基本的な考え方》

災害時、平常時に誰もが安全に利用できるよう、公共交通施設の改善と交通輸送の支援に取り組みます。

①交通輸送の再開への支援

運休状態となっているＪＲ仙石線の早期運行を促進します。また、近隣市町を含めて、住民の生活交通を確保するため、代替バスの運行を支援するほか、離島航路の確保を検討します。

【主な関連事業】

- ＪＲ仙石線の復旧 【復旧期】
- 代替輸送交通の支援 【復旧期】 【復興期】

②防災機能と観光機能を備えた交通環境の創出

災害時に、鉄道駅や運行中の列車から、最寄りの避難場所に避難できるよう誘導體制の確保を促進します。

鉄道駅周辺における施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した施設の再整備など、災害時における避難機能の向上、平常時の安全性の向上を目指します。

【主な関連事業】

- 松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【復興期】 【創造期】
- 松島駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【創造期】

情報・通信

《基本的な考え方》

迅速かつ的確な災害情報の提供に向けて、情報通信機器の充実を図るとともに、地域における情報伝達組織の強化に取り組みます。

①防災情報の機能強化

災害時における情報提供を迅速かつ的確に行うため、最先端技術の動向に注視しつつ、避難所への個別受信機の設置、緊急メールの配信などの情報通信機器の充実を図るとともに、正確な情報伝達に向けて、地域組織の強化を図ります。

【主な関連事業】

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| ●地域防災行政無線の整備・運用 | 【復旧期】 | 【復興期】 |
| ●緊急メール配信サービスの整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 |
| ●災害時用電源の確保 | 【復旧期】 | 【復興期】 |



■防災無線



■防災無線・個別受信機

交通安全

《基本的な考え方》

災害時に、転倒や破損しにくい交通安全施設を設置するよう関係機関と連携して取り組みます。

①交通安全施設の機能強化

国・県等の関係機関と連携し、災害に強い交通安全施設の設置を進めます。

【主な関連事業】

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| ●災害に強い交通安全施設の整備 | 【復興期】 | 【創造期】 |
|-----------------|-------|-------|

目標2 町民の命と生活を守る防災まちづくり（生活の復興）

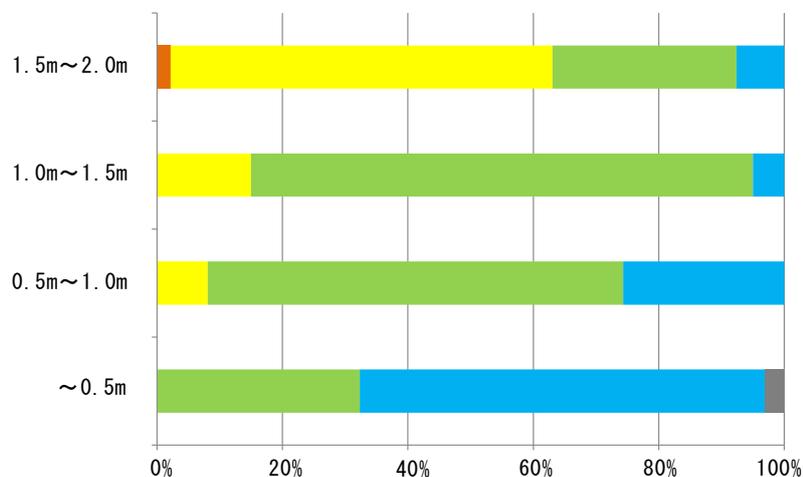
（1）現状と課題

1）生活基盤（町管理施設）に関する被害状況

施設	被害状況（平成23年11月30日時点）
家屋等の被害	全壊 : 219戸 大規模半壊 : 349戸 半壊 : 1,191戸 一部損壊 : 1,461戸
学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・松島第一小学校：校舎、プール等の損傷 ・松島第二小学校：校舎、体育館、プール等の損傷 ・松島第五小学校：校舎、体育館、プール等の損傷 ・松島中学校：校舎、プール、体育館等の損傷
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館：舗装沈下、陥没、給水管破損 ・町民の森：法面^[註]崩落 ・町民体育館：歩道陥没 ・海洋センター：舗装沈下
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所：松島（外壁損傷）、磯崎（床損傷） ・健康館：壁面等の損傷 ・保健福祉センター：進入路の法面崩落 ・老人ふれあいの家の損傷：浄化槽の損傷
集会施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・手樽地域交流センター：進入路隅切り箇所損壊 ・松島東部地域交流センター：センター施設内損傷、屋内運動場損傷等 ・愛宕支館：建物歪み、壁損傷等 ・初原コミュニティーセンター：浄化槽損傷 ・名籠支館：基礎損傷、内壁損傷等 ・上竹谷生活センター、蒲サブセンター：玄関ドア損傷等

2）津波による家屋被害

本町の場合、浸水が1.5mを超えると大規模半壊の割合が増えています。



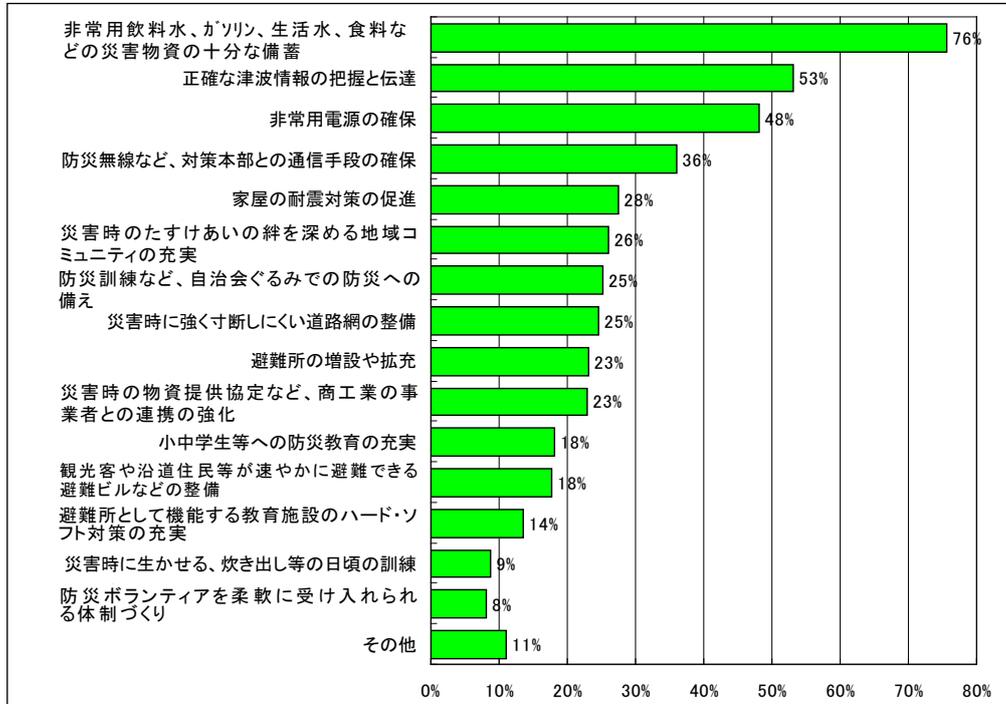
■本町における浸水深と建物被災状況の関係

※今後、り災証明との整合等の確認の結果、数値が変わる場合がある。

資料:東日本大震災による被災現況調査結果関連資料

3) 住民の意向

今後、松島町内で進めるべき防災対策については、「非常用飲料水、ガソリン、生活水、食料などの災害物資の十分な備蓄」が最も多く、続いて「正確な津波情報の把握と伝達」となっています。

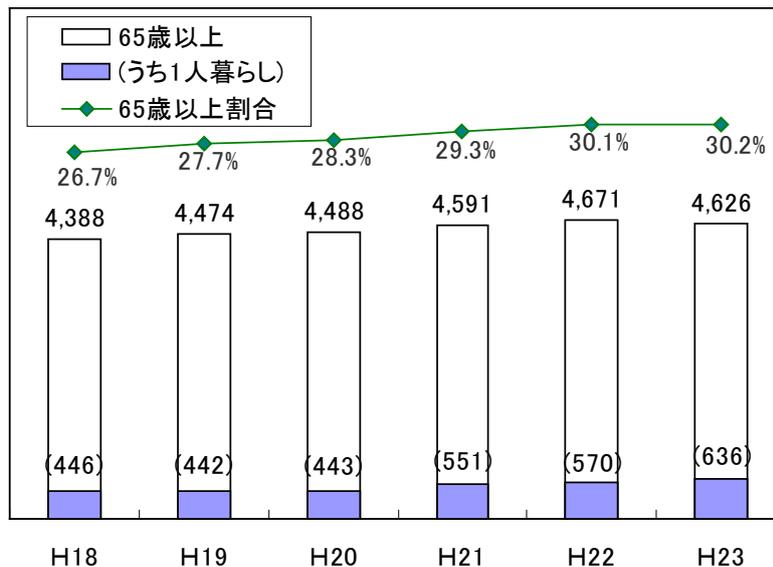


資料：全世帯アンケート調査

■町内で進めるべき防災対策に関する意向

4) 社会動向（高齢化等）

本町の高齢者（65歳以上）は、平成18年から平成23年の5年間で、238人増加しています。そのうち1人暮らしの高齢者は、平成23年で636人と65歳以上人口の約1割を占めています。



■本町の高齢者数等の動向

出典：松島町統計資料（各年4月1日）

5) 復興に向けた主な課題

主な課題	区分
◆物資の備蓄と適切な避難場所・避難路の確保	防災
◆災害時における防犯体制の確保	防犯
◆災害時における医療体制の確保	保健・医療
◆高齢者社会に対応した心身ケアの充実	高齢者福祉
◆安全な保育環境の確保	児童福祉
◆安心して生活・外出できる環境の確保	障がい者福祉
◆災害時に住民相互が支え合える環境の確保	保健福祉ボランティア
◆被災を乗り越え社会参加できる環境の確保	社会保障
◆防災教育の検証と充実	学校教育
◆震災の教訓を伝承する場の確保	社会教育
◆被災者の健康と活力の増進	スポーツ振興
◆災害時に活動できる人材の育成	住民参加
◆近隣市町、他都市との災害時のサポート体制の強化	広域行政



■震災後の給水状況



■震災後の給油待ちの車両

(2) 取組みの方向性

東日本大震災では、大規模な停電が生じ、情報伝達の問題や避難生活、医療・福祉機器への対応など、多様で深刻な問題が生じました。

また、未曾有の災害により、指定避難所以外に、住民が避難したことにより、災害時における食料や飲料水等の生活物資の支給・確保の難しさや避難所におけるリーダー的人材の不足など、日常的な備えや、災害時の人材育成などのソフト対策に関する必要性を再認識しました。

生活基盤の復旧にあたっては、安心して日常生活を営むことができるよう、保健・福祉・教育施設の復旧を進めるとともに、関係機関との連携による身体と心のケアに努め、住民の健康の保持と疾病の早期発見に取り組みます。

生活基盤の復興は、今回の震災による課題を検証し、安全な避難路、避難場所となる公共空間の確保などのハード対策のみならず、災害時における要援護者への支援、確実な情報伝達手段の確保などのソフト対策により、「命」を守る施策の強化を図ります。

さらに、津波対策のみならず、集中豪雨による内水対策など、災害に強いまちづくりへの取り組みや、災害時における地域及び広域的な医療・救護活動の強化など、「創造」の各種施策に総合的に取り組みます。

生活の復興 《取組みの方向性のイメージ図》

■ 復旧期（命を守る体制の強化）

高齢者等の災害時に援護が必要になる方の安全を確保するため、災害協定の充実を図るなど、命を守る体制の強化を図ります。

■ 復興期（安全な生活環境の確保）

防災教育を充実するとともに、災害時に強いライフライン（水・電気等）や備蓄機能の強化を進め、安全な生活環境の確保を図ります。

■ 創造期（地域・広域連携強化）

医療機関との災害協定や広域的な行政間の支援・救援体制を充実し、災害時における地域・広域連携の強化を図ります。

町民の命と生活を守る
防災まちづくり

※計画期間は事業着手時期を表示



防災

《基本的な考え方》

災害発生から、避難路、避難場所、避難所、避難生活までの一連の避難行動・生活において、必要となる施設の確保と、日常的な防災訓練の実施等により、災害時における「自助」「互助」「共助」「公助」^{〔注〕}の強化に取り組みます。

①防災拠点の復旧と機能強化

地震で被害を受けた役場庁舎の復旧を進めるとともに、今後の移転の可能性について検討を進めます。

また、住民や多くの観光客が、季節や時間を問わず、安全に避難できるよう、避難施設の耐震化や太陽光発電等の設置を進めるとともに、避難場所に救援・生活物資や非常用電源装置、炊事施設、燃料貯蔵庫等を確保するなど、施設機能の強化を図ります。

【主な関連事業】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ●庁舎の復旧 | 【復旧期】 |
| ●備蓄品の整備及び施設の強化 | 【復旧期】 【復興期】 |
| ●避難場所の整備 | 【復興期】 【創造期】 |
| ●避難場所・避難所の機能強化（再掲） | 【復旧期】 【復興期】 【創造期】 |

②ライフラインの機能強化

電気、ガス、水道をはじめとするライフラインが被災した場合、直ちに応急対策に着手できるよう、復旧用資機材の充実や民間企業との連携強化を図るとともに、施設の耐震化等の機能強化を図ります。

また、住民の安全や生活を守るため、災害時に電気が確保できるよう、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を図ります。

【主な関連事業】

- | | |
|------------------|-------------|
| ●災害時用電源の確保（再掲） | 【復旧期】 【復興期】 |
| ●新エネルギー設備の導入（再掲） | 【復旧期】 【復興期】 |

③防災教育の強化

災害時のリーダー養成を図るとともに、日常的なコミュニケーション活動を通じて、災害時における「自助」「互助」「共助」「公助」による地域組織の強化に取り組みます。

住民や民間企業、学校関係者等が避難場所までの円滑な避難誘導や災害応急対応等ができるよう、松島の自然環境の特性を踏まえた防災教育等の強化を図ります。

【主な関連事業】

- 防災教育等に関する強化

【復旧期】 【復興期】 【創造期】



■自主防災組織リーダーの育成



■避難経路の確認

④地域特性に応じた防災対策の強化

避難所の新たな設置や、避難可能な場所としてホテル等との民間事業者との災害協定の強化を図ります。また、地域防災を住民等と共有するため、ハザードマップの見直しや様々な災害対策及び地域特性に応じた地域防災計画の改訂を図ります。

一部の市街地等では、津波のみならず、豪雨による河川氾濫等の災害が想定されるため、避難場所、避難所の確保や狭隘道路の解消を図ります。

【主な関連事業】

- 避難所の整備 【復旧期】 【復興期】
- 地域防災計画の改訂 【復旧期】 【復興期】
- ハザードマップの改訂 【復旧期】 【復興期】
- 地域防災行政無線の整備・運用（再掲） 【復旧期】 【復興期】
- 緊急メール配信サービスの整備（再掲） 【復旧期】 【復興期】
- 高城駅周辺の安全・安心のまちづくり 【復興期】 【創造期】
- 狭隘道路の整備 【復興期】 【創造期】
- 松島駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【創造期】



■自主防災組織の計画づくり



■狭隘道路の整備（解消）

防犯

《基本的な考え方》

災害時のみならず、平常時から、相互扶助による地域ぐるみの防犯体制の強化に取り組みます。

①まちを守る防犯体制の強化

安全・安心な地域社会の形成に向けて、生活安全情報の提供に取り組むとともに、防犯ボランティアの育成に努めます。

【主な関連事業】

- 防犯ボランティアの育成

【復興期】

保健・医療

《基本的な考え方》

行政と民間が連携し、災害時における緊急医療体制等の強化に取り組みます。

①災害時の医療体制の強化

災害時の医療体制を強化するため、医療施設の耐震化や医療関係機関の防災訓練等の取組みを支援します。また、災害時には、被災者等の健康状態を保持するため、巡回健康相談や訪問看護を円滑に実施できるよう、医療・福祉体制の連携強化を図ります。

【主な関連事業】

- 地域医療組織への防災強化支援
- 医療施設への防災強化支援

【復興期】

【復興期】



■健康診断の支援

高齢者福祉

《基本的な考え方》

高齢者の支援体制やケア体制を地域組織とともに構築し、高齢社会に対応した地域防災の充実に取り組みます。

①福祉関連施設の復旧

被害を受けた高齢者施設において、高齢者とその家族などが安全・安心して利用できるよう、施設の復旧を図るとともに、災害時における利用のあり方を検討します。

【主な関連事業】

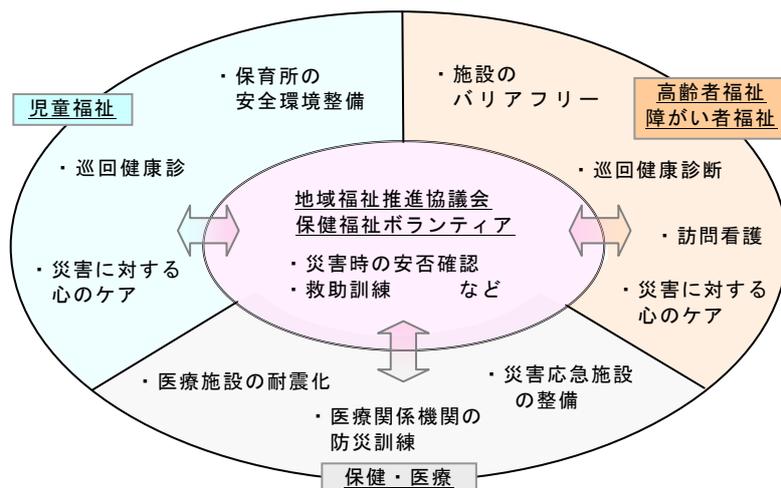
- 保健福祉センターの復旧 【復旧期】
- ひだまりの家の復旧 【復旧期】
- 健康館の復旧 【復旧期】

②安心できる福祉環境の形成

災害時において、要援護者を地域ぐるみで支援できるよう「地域包括ケア^[脚]」の充実を図ります。また、被災された高齢者等が安心して住み続けることができるよう、高齢者向け優良住宅等の整備誘導など、福祉環境の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 心のケア対策 【復旧期】 【復興期】
- 地域包括ケアの充実 【復興期】
- 高齢者向け優良住宅整備の誘導（再掲） 【復興期】 【創造期】



■地域包括ケアのイメージ

児童福祉

《基本的な考え方》

少子化に伴う児童福祉のあり方を検討し、子どもたちの安全対策の向上に取り組みます。

①福祉関連施設の復旧

震災により被害を受けた保育所において、子どもたちが安全・安心に利用できるよう、外壁や床の修繕などの復旧を図ります。

【主な関連事業】

- 保育所の安全・安心環境整備 【復旧期】 【復興期】

②安心できる福祉環境の形成

子どもたちの心のケアを実施します。また、安全対策の観点から、保育所等の移転、建替えなど、今後のより良い子育て環境づくりを検討します。

【主な関連事業】

- 心のケア対策（再掲） 【復旧期】 【復興期】
- 安全・安心の子育て環境の検討 【復興期】

障がい者福祉

《基本的な考え方》

障がい者が安全・安心して生活・避難できるよう、災害情報通信機器の充実を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる生活基盤施設の改善に取り組みます。

①安心できる福祉環境の形成

災害時においても、障がい者が安心して生活できるよう、福祉環境の充実を図ります。また、鉄道駅及びその周辺における施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した施設の再整備など、災害時における避難機能の向上、平常時の安全性の向上を目指します。

【主な関連事業】

- 松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【復興期】 【創造期】
- 松島駅周辺の安全・安心のまちづくり（再掲） 【創造期】

保健福祉ボランティア

《基本的な考え方》

住民相互が支え合いながら、地域の中で暮していける環境を整え、災害時においても安心して生活できるよう、ボランティアの育成に取り組めます。

①安心できる福祉環境の形成

住民が安心して生活できるよう国や県と連携し、健康に関する相談・訪問指導などに取り組めます。

災害時における要援護者を確実に救助・支援できるよう、安否確認方法を確立するとともに、地域福祉推進協議会^[註]の設立・活動等を推進します。

【主な関連事業】

- 安心できる介護保険サービス 【復旧期】 【復興期】
- 地域福祉推進協議会の推進 【復旧期】 【復興期】



■ ボランティアによる福祉活動（イメージ）

社会保障

《基本的な考え方》

誰もが、生きがいを持って生活することができ、幅広く社会参加ができる環境づくりに取り組めます。

①暮らし再建の支援

震災を乗り越え、生きがいを持って充実した生活を送れるよう、生活相談や社会参加ができる環境づくりに取り組めます。

【主な関連事業】

- 被災者の安心・暮らし環境づくり 【復旧期】 【復興期】

学校教育

《基本的な考え方》

今回の震災を検証し、子どもたちの防災、減災に関する基礎知識を高めるとともに、防災訓練の充実に取り組みます。

①教育施設の復旧・充実

震災により被害を受けた学校施設の復旧を進めるとともに、学校施設について、地域の避難所、防災拠点としての機能の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 学校施設の復旧 【復旧期】
- 学校施設等防災機能の強化 【復旧期】 【復興期】
- 幼稚園施設の整備検討 【復旧期】 【復興期】

②児童生徒等の心のケア

児童や生徒等が、安心して教育を受けられるよう、心のケアへの対応など、就学環境の整備を進めます。

【主な関連事業】

- 心のケア対策（再掲） 【復旧期】 【復興期】

③防災学習（「まつしま防災学」）の充実

今回の震災を検証し、子どもたちが松島の自然環境の特性を踏まえた防災・減災の基礎知識を学習する「まつしま防災学」の充実を図ります。

【主な関連事業】

- まつしま防災学の充実 【復旧期】 【復興期】 【創造期】



■まつしま防災学

社会教育

《基本的な考え方》

今回の震災の教訓や、震災に対して、松島が有する自然環境等の地域特性を学習する場所の確保に取り組みます。

①教育施設の復旧・充実

震災により被害を受けた公民館施設の復旧や、中央公民館のバリアフリー化等の改修を進めます。

【主な関連事業】

- 中央公民館施設の復旧 【復旧期】
- 中央公民館の大規模改修 【復旧期】 【復興期】

スポーツ振興

《基本的な考え方》

スポーツを通じて、住民が震災を乗り越え、健康増進と活力維持を図ることができる環境づくりに取り組みます。

①運動施設の復旧・充実

震災により被害を受けたスポーツ施設において、住民や関係団体等が安全に利用できるよう、施設の復旧を図ります。

【主な関連事業】

- 松島フットボールセンターの復旧 【復旧期】
- 松島町野外活動センターの復旧 【復旧期】
- 松島中学校体育館の復旧 【復旧期】
- 松島運動公園の復旧（再掲） 【復旧期】
- 松島町B & G海洋センターの復旧 【復旧期】
- 町民の森の復旧 【復旧期】

②スポーツを通じた復興支援の充実

住民の健康増進と活力維持を図るため、だれもがスポーツに親しめる環境の整備に努めます。また、スポーツを通じて、住民の健康増進を図るとともに、松島復興のPRに取り組みます。

【主な関連事業】

- 松島中学校体育館の改修 【復旧期】 【復興期】
- スポーツを通じた復興PRの推進 【復旧期】 【復興期】

住民参加

《基本的な考え方》

家族や地域等で日常的な防災訓練の実施により、個人・家庭・地域の防災意識の向上に取り組みます。

防災、減災対策を強化するため、協働のまちづくりを推進するとともに、災害時に、地域の中心として活動できる人材の育成に取り組みます。

①防災教育の強化（再掲）

災害時のリーダー養成を図るとともに、日常的なコミュニケーション活動を通じて、災害時における「自助」「互助」「共助」「公助」による地域組織の強化を図ります。

住民や民間企業、学校関係者等が避難場所までの円滑な避難誘導や災害応急対応等ができるよう、松島の自然環境の特性を踏まえた防災教育等の強化を図ります。

【主な関連事業】

- 防災教育等に関する強化（再掲） 【復旧期】 【復興期】 【創造期】



■避難訓練の実施状況

②地域特性に応じた防災対策の強化（再掲）

避難所の新たな設置や、避難可能な場所としてホテル等との民間事業者との災害協定の強化を図ります。

また、地域防災を住民等と共有するため、ハザードマップの見直しや様々な災害対策及び地域特性に応じた地域防災計画の改訂を図ります。

【主な関連事業】

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| ●避難所の整備（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 |
| ●地域防災計画の改訂（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 |
| ●ハザードマップの改訂（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 |

広域行政

《基本的な考え方》

広域的な連携と、松島湾を囲む3市3町が手を取り合い、宮城・東北の復興に取り組めます。

①広域支援体制の構築

ペアリング支援体制^[注]など他の市町との災害時における相互の応援・サポート体制を充実させ、互いに貢献し合える仕組みを構築します。

津波被害が比較的少なかった地理的条件等から、大規模災害時の地域支援が可能な施設や、大学等との連携による災害研究施設の立地促進を検討します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|
| ●ペアリング支援体制の強化 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●災害研究施設の誘致検討 | | 【復興期】 | 【創造期】 |

目標 3 宮城、東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり(観光・産業の復興)

(1) 現状と課題

1) 観光・産業に関する被害状況

施設	被害状況 (平成 23 年 11 月 30 日時点)
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観瀾亭、福浦橋、松島パノラマハウス、西行戻しの松公園公衆便所浄化槽等 (建物屋根・天井破損、橋脚破損、便所破損、舗装損傷等)
農業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道：21 箇所 (亀裂、沈下、法面・路肩崩壊等) ・ 用排水路：44 箇所 (排水路・護岸ブロックの破損等) ・ ため池：34 箇所 (堤体沈下・亀裂、法崩れ等) ・ 排水機場等：29 箇所 (機場周辺の沈下・地割、引込柱・操作盤の傾き等) ・ 農業共同施設：8 箇所 (地盤沈下、温室ハウス等破損) ・ 農地：1 箇所 (農地亀裂、暗渠破損)、海水浸水 63.4ha
水産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ カキ養殖棚：700 台 (流失) ・ 漁船：152 隻 (破損等) ・ 共同カキ処理場：6 箇所 (破損等) <p>※宮城県漁業協同組合松島支所調べ</p>
商工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物損壊等 245 店舗 ※利府松島商工会松島事務所調べ
文化財施設	<p>【国宝】瑞巖寺庫裡及び廊下：庫裏内壁亀裂、廊下漆喰壁崩落ほか</p> <p>【国宝】瑞巖寺本堂 (付属御成玄関)：御成玄関壁下地脱落、筋交破損、墨絵の間床柱裂損ほか</p> <p>【重文】瑞巖寺五大堂：軒支輪脱落、棧唐戸軸ずれ</p> <p>【重文】圓通院霊屋：来迎柱組み物のずれ(修復済み)、彩色剥落</p> <p>【重文】瑞巖寺御成門：筋交裂損、漆喰壁亀裂</p> <p>【重文】瑞巖寺中門：附太鼓塀 破損、傾斜</p> <p>【県指定】瑞巖寺総門：築地塀臺股脱落、柱根巻き板破損等の修復</p> <p>【町指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圓通院山門：門柱傾斜 ・ 陽徳院山門：傾斜、倒壊の恐れ ・ 水主町の民家：土壁落下 ・ 三聖堂：傾斜、長押のずれ ・ 富山観音堂：落下、壁板のずれ、向拝柱基礎破断 ・ 富山仁王門：壁板のずれ、建具(格子戸)に歪み、基壇たたき亀裂 ・ 洞水東初倚像：首・頭部陥没、顔料剥落ほか ・ 伊達家歴代藩主位牌：二代忠宗位牌、左側装飾：迦陵頻伽腕折れ、顔料剥落 ・ 阿部家住宅：全壊

2) 津波による観光・産業施設の被害



■ 津波が引いた後の瑞巖寺門前



■ カキが流失したカキ棚



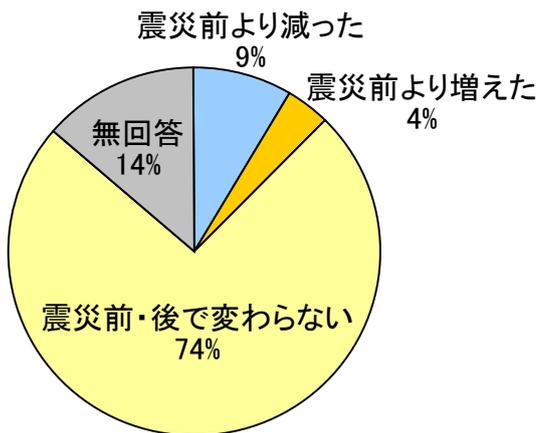
■ 津波の浸水状況
(県営第1有料駐車場)



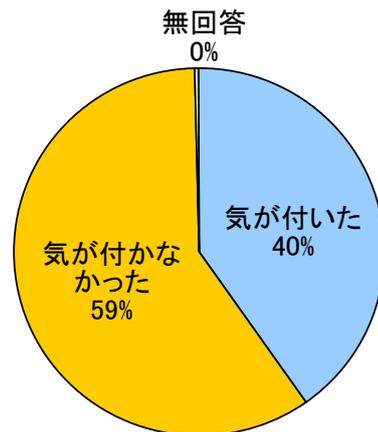
■ 津波により浸水した農地

3) 事業者・観光客の意向

事業者アンケートの結果によると、事業所の9%が、「震災前より正規社員が減った」と回答しています。また、観光客へのヒアリング調査では、観光客の59%が、「避難看板に気が付かなかった」と回答しています。



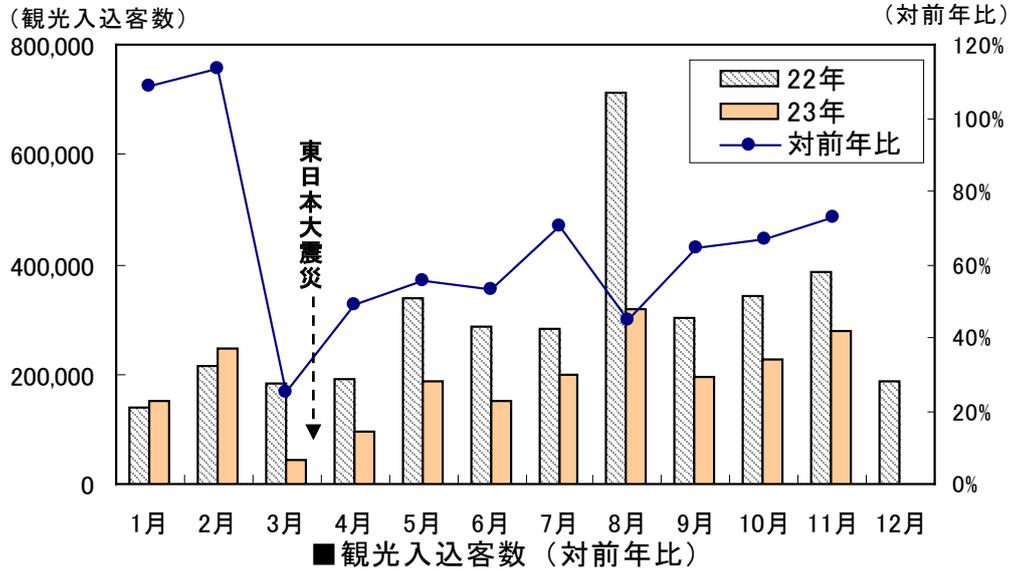
■ 事業者の正規社員数



■ 観光客の避難看板の認知

4) 社会動向（観光入込客数）

東日本大震災の直後である平成23年3月の観光入込客数は、対前年比の25%まで減少しました。それ以降、徐々に回復はしていますが、対前年比では少ない状況です。



5) 復興に向けた主な課題

主な課題	区分
◆松島の歴史・風土を生かした観光振興と復興	観光都市
◆国内外との交流による松島の魅力と安全性のPR	交流事業
◆東日本大震災の教訓を後世に継承するための取組み	地域文化
◆被災した文化財の従来工法に基づく修復	文化財保護
◆観光客の避難誘導體制の構築と避難所の配置	観光業
◆農業の施設の復旧、高付加価値化の支援	農林業
◆水産加工施設の復旧、集約化	水産業
◆被災企業や中小企業の事業経営支援	商工業

(2) 取組みの方向性

本町の観光や産業は、歴史と風土に培われ、松島の自然環境や文化財を要素として形成しています。東日本大震災では、松島の地形や島々が津波被害を比較的少なくしてくれたことから、この恵まれた自然環境の保全と共生の大切さを改めて実感しました。

また、津波による農地への塩害^[註]や漁港施設の損傷や浸水被害、地震動による斜面林の崩壊など、本町の産業振興を図る上で問題が生じています。

さらに、東北地方沿岸部の観光地が甚大な被害を受けたことから、比較的、被害が少なかった松島の観光資源を守り・生かす取組みを通じて、宮城・東北の復興を牽引することが求められています。

観光・産業基盤の復旧にあたっては、文化財の修復や観光施設の復旧に取り組むなど、「日本三景松島」の復興情報を発信し、観光の自粛や風評被害の影響を克服することにより、観光客の回復と今後の増加を目指します。また、被害を受けた農林水産業の各種施設や、関連する生活施設の復旧を進め、産業と生活の再建を目指します。

観光・産業の復興は、農林業、漁業、水産加工業と観光業とが連携し、新たな地域産業と雇用の創出を図るとともに、必要となる基盤施設の整備や集約化を進め、経営基盤の強化を図ります。

さらに、歴史・文化などの松島特有の恵まれた自然環境や伝統的な文化・祭りなどの地域資源を、関係自治体や住民とともに継承し、松島・宮城・東北の魅力を発信する「創造」の各種施策に取り組めます。

観光・産業の復興 《取組みの方向性のイメージ図》

■ 復旧期（施設復旧・産業再建）

観光・産業の施設復旧を図るとともに、雇用対策や経営安定化に取り組むなど、産業の再建支援を図ります。

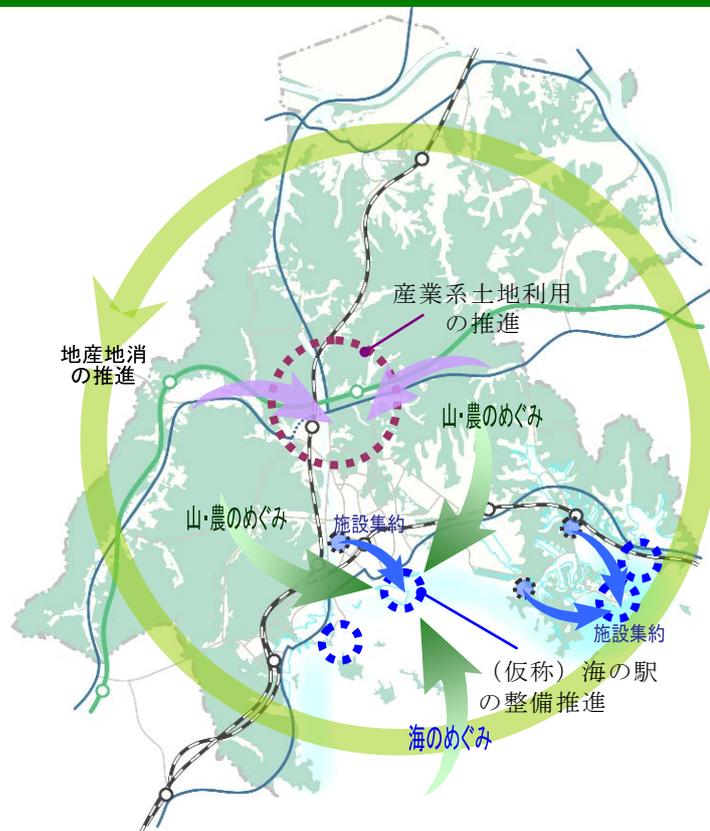
■ 復興期（経営基盤の強化）

松島の資源を生かした地産地消の推進や、地域組織との連携による住民・観光客の安全確保など、魅力的で安全な産業基盤の充実を図ります。

■ 創造期（観光・産業の高度化）

松島の文化や風土を後世に伝える施設の誘致や「世界で最も美しい湾クラブ^[註]」への加盟など、観光・産業の高度化を図ります。

宮城、東北を牽引する観光と
地域産業によるまちづくり



※計画期間は事業着手時期を表示

(3) 復興に向けた施策及び事業

観光都市

《基本的な考え方》

松島が有する自然環境や歴史・風土の保全をテーマに、地域で活動する住民や団体・事業者などと連携・協力し、宮城・東北の復興の牽引に取り組みます。

①地域連携による松島・東北の観光交流の促進

国や県との連携により、松島・宮城・東北の観光の「安全・安心」を国内外に発信し、観光自粛や風評被害の影響の早期払拭に努めるとともに、観光交流人口の増加を計画的に実践するため、観光振興計画を策定します。

また、2013年に開催される「仙台・宮城DC^[注]（DESTINATION CAMPAIN）」に向けて、復興・観光PRに関する事業に取り組みます。

【主な関連事業】

- | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| ●誘客宣伝促進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●仙台・宮城DCの推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●観光振興計画の策定 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |

②復興を牽引する新たな機能の導入（再掲）

松島海岸駅周辺の公園内に、震災の教訓、地域の風土を後世に継承する施設（例 ミュージアム等）の誘致を進めます。また、津波による被害を受けた自治体と協力し、「ジオパーク構想（地域全体を学び楽しむ自然の中の公園）」や「三陸復興国立公園（仮称）」の実現に努めます。

【主な関連事業】

- | | | |
|--------------------|-------|-------|
| ●松島ミュージアムの誘致促進（再掲） | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●ジオパークの整備促進（再掲） | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●三陸復興国立公園の整備促進（再掲） | 【復興期】 | 【創造期】 |



■元気の松島・宮城のPR

交流事業

《基本的な考え方》

国内外の交流事業を通じて、松島の魅力と安全性の情報を発信するとともに、震災からの教訓や防災対策についての情報交流の促進に取り組めます。

①地域連携による松島・東北の観光交流の促進

食や文化、景観（四大観^[註]）など、松島の共有資源を通して自治体間の連携を図り、宮城・東北の復興を牽引します。

多くの利用が見込まれる主要な駅等やマスメディアを通しての情報発信など、元気な松島・宮城・東北を印象づける取組みを推進します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ●誘客宣伝促進（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●仙台・宮城DCの推進（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●世界で最も美しい湾クラブへの加盟推進 | | 【復興期】 | 【創造期】 |

地域文化

《基本的な考え方》

松島の島々が津波を防ぎ、津波被害が比較的少なかったことなど、今回の震災の記憶を風化させないように、記録保存に取り組めます。

①震災の記録と伝承

今回の震災の記憶と教訓を風化させないように、本町の震災の記録を作成するなど、後世に語り継ぐ取組みを進めます。

【主な関連事業】

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| ●震災記録史の作成 | 【復旧期】 | 【復興期】 |
|-----------|-------|-------|

文化財保護

《基本的な考え方》

被害を受けた歴史的な文化財を従来工法により修復することにより、文化財の伝承と、技術の維持、継承に取り組めます。

①文化・地域資産の修復と伝承

震災により被害を受けた国宝、県文化財、町文化財等の多くの文化財は、後世に伝えるべき貴重な歴史的建造物であることから、従来の工法による修復を進めます。

【主な関連事業】

- 観瀾亭庭園の復旧 【復旧期】
- 品井沼干拓資料館の復旧 【復旧期】
- ずり穴の復旧 【復旧期】
- 指定有形文化財修復に対する支援 【復旧期】

観光業

《基本的な考え方》

観光施設については、松島の地形や風土、景観に配慮した、発展的な復旧に取り組みます。

災害時に観光客を安全に避難させることができるよう組織体制の強化を図るとともに、避難に必要な避難路、避難場所等の強化に取り組みます。

①文化・地域資産を生かした観光振興

福浦橋や渡月橋、四大観の富山など、本町の景観資源や眺望点などの施設の復旧や災害時の安全性機能の向上を図り、文化・地域資産を活用した観光振興を図ります。

【主な関連事業】

- 福浦橋の復旧 【復旧期】
- 松島パノラマハウスの復旧・復興（再掲） 【復旧期】 【復興期】
- 富山の環境・復興整備 【復旧期】 【復興期】
- 扇谷山の環境・復興整備の検討 【復興期】 【創造期】

②観光客の安全確保の体制強化

観光協会や商店街と連携し、災害時における観光客の安全確保に向けた体制強化を図ります。若手とベテランによる世代間で連携を図りながら、「安全の情報発信」と「松島らしいおもてなし」を基軸とした体制を確立し、観光の自粛や風評被害の影響の早期払拭に努めます。

【主な関連事業】

- 松島観光復興PR 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 観光事業者との防災連携 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 避難場所・避難所の機能強化（再掲） 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

③命を守る避難・救援のネットワークの形成（再掲）

海岸地区の住民や観光客を安全に避難させるため、幹線道路（国道45号等）の避難機能の充実強化をはじめ、道路の無電柱化や避難路・避難場所等の整備を図ります。

【主な関連事業】

- 国道45号の安全整備（再掲） 【復旧期】 【復興期】
- 津波避難道路の整備（再掲） 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- 津波避難道路の誘導施設の整備（再掲） 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

農林業

《基本的な考え方》

被災した農地、農業施設の早期復旧に取り組むとともに、農商工連携^[注]等による農林業の高付加価値化等を進め、力強い、産業振興の展開に取り組みます。

①農業の再生への支援

震災に伴う施設や農地等の早期復旧や遊休農地の抑制を進めるとともに、農業従事者への補助金交付等による経済的負担の軽減や施設再生の支援を図ります。また、国や県と連携し、農林水産物の放射能検査体制を強化します。

【主な関連事業】

- 農地の復旧 【復旧期】
- 農業用施設の復旧 【復旧期】
- 農林水産業共同利用施設災害復旧 【復旧期】
- 地域間調整とも補償 【復旧期】
- 被災農地再生支援 【復旧期】 【復興期】
- 被災農家経営再開支援 【復旧期】 【復興期】
- 放射能監視体制の確保（再掲） 【復旧期】 【復興期】



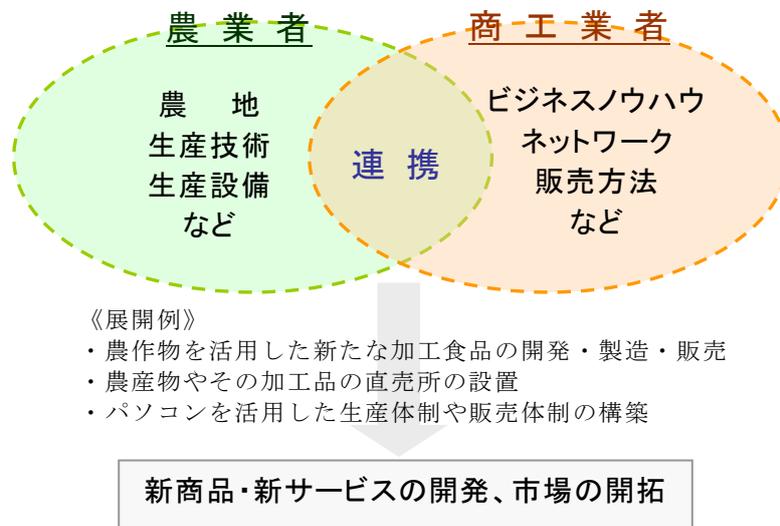
■地産地消（イメージ）

②農業の高付加価値化への支援

震災による被害からの力強い農業の復興に向けて、ほ場整備^[注]の可能性についての検討や、若年層及び異業種も参加し易い農業形態や農業の高付加価値化に向けた取り組みを支援します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| ●農業農村整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●農地保有合理化促進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●地域水田農業ビジョンの策定 | | 【復興期】 | |
| ●先進的な農業の復興 | 【復興期】 | 【創造期】 | |
| ●食育・地産地消推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |



③林業の維持・再生の支援

震災により崩壊した斜面林等を復旧するとともに、木材産業の再生に向けて、新たな用地の確保を目指します。また、日本三景・松島の景観要素である松林を守るために予防薬剤の散布等を実施します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|
| ●崩壊山腹の復旧 | 【復旧期】 | | |
| ●復興整備等に関する計画策定（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●保全松林緊急保護の整備 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●森林病虫害等の防除 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |



■松くい虫の防除対策（イメージ）

水産業

《基本的な考え方》

被災した水産業施設の共同利用（集約化）を進めるとともに、既存施設を活用した漁業体験施設や地産地消施設の配置などを検討し、新たな産業機能の導入に取り組みます。

①水産業の再生への支援

津波により、カキ棚やアサリの大規模増殖場、藻場等が流出していることから、施設復旧を図るとともに、資源の回復、大規模増殖場の造成及び魚場の修復を図ります。

また、海中の藻の育成や海域の水質浄化を目指し、カキ殻等を利用した海の環境整備を検討します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| ●カキ・アサリの生産基盤の復旧 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●水環境のモニタリング調査（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●海の環境整備（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |



■流出したカキ棚

②持続可能な経営体制づくりへの支援

震災による被害から力強い水産業の復興に向けて、県等の関係機関と連携し、若年層も参加し易い産業形態への取り組みや、漁業経営の共同化等を支援します。また、水産業関係団体等の経営安定等を図るため、被災した漁協等の共同利用施設及び機器等の整備を支援します。

【主な関連事業】

- | | | | |
|-----------|-------|-------|--|
| ●漁業経営の共同化 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
|-----------|-------|-------|--|

③漁港施設、生産施設の集約化

関係者等と協議し、漁港施設の再建コストの低減や作業の効率化等に向けて、施設の共同利用（集約化）を図ります。施設の集約化にあたり、堤外地^[注]に建築物を設ける場合は、耐浪性^[注]を持たせた建築物を誘導します。

【主な関連事業】

- 水産業復興・災害に伴う漁港の集約化 【復旧期】 【復興期】

④魅力ある港まちづくりの推進

磯崎漁港に、フィッシャーマンズ・ファーマーズマーケット^[注]（カキの直販やトマトの直販等）等の機能の導入を図るなど、港の復興に向けて魅力あるまちづくりを推進します。

【主な関連事業】

- 海の駅（磯崎漁港）の整備 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

商工業

《基本的な考え方》

被災した事業者や震災の影響を受けやすい中小企業の安定的な事業経営を支援するとともに、交通利便性が高い地域において、被災した企業の受け入れが可能となる産業系用地の確保に取り組みます。

①商工業の再生への支援

震災により生産活動に支障をきたしている中小事業者の早期の再開と経営の安定を図るため、再建資金の支援などの取組みを推進します。

被災した企業が早期に事業を再開できるよう、仮事務所・工場の斡旋や工場・設備の復旧、移転の受け入れが可能となる用地の確保など、操業環境の整備を図ります。

【主な関連事業】

- 松島町商工業災害再建資金の貸付制度 【復旧期】 【復興期】
- 中小企業経営安定資金融資制度 【復旧期】 【復興期】 【創造期】
- ものづくり産業の復興（再掲） 【復旧期】 【復興期】 【創造期】

②雇用環境の創出・支援

被災者の緊急的な雇用の維持・確保、失業の予防を目指し、緊急雇用創出事業^[注]等を活用した雇用機会の創出に取り組みます。

【主な関連事業】

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| ●緊急雇用の創出 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●企業立地の推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |

③商店街の防災機能の向上

地産地消による災害時の食料供給の強化や、地域コミュニティの形成による防災組織の維持など、商業と防災に関する地域ニーズを踏まえた商店街の再生を支援します。

建築物が密集している商店街の防災機能の向上に向けて、住民や事業者と協力し、避難路や防災広場等の整備を図ります。

【主な関連事業】

- | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| ●商店街の再生支援 | 【復旧期】 | 【復興期】 | |
| ●商店街の防災まちづくり推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |

④被災企業の産業再生の支援（再掲）

交通利便性が優れた地域等に、産業系土地利用を配置し、町内外を問わず、被災した企業が安全・効率的に操業できるよう環境整備を図ります。

【主な関連事業】

- | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|
| ●ものづくり産業の復興（再掲） | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |
| ●企業立地の推進 | 【復旧期】 | 【復興期】 | 【創造期】 |

第5章 津波被災地区の復興基本計画

本章では、本町の津波防災対策に関する基本的な考え方や、津波により被災した地区（海岸地区、高城・磯崎地区、手樽地区）の復興基本計画について記載しています。

— 第5章 津波被災地区の復興基本計画 —

1 津波防災対策の基本的な考え方

東日本大震災では、これまでの想像をはるかに超える巨大な地震・津波が発生しました。

これまでの地震・津波の想定が、今後の地震・津波とかけ離れていたことを真摯に受け止め、今後の地震・津波の想定の方考え方をあらためる必要があります。

仙台港沿岸部でいえば、貞観三陸沖地震（西暦 869 年）に、津波高が 10～15m が発生したこともあることから、今後の津波防災は、地震・津波の規模に応じた「減災」の観点を取り入れて検討を進めます。

（対策を想定する津波の考え方）

中央防災会議^[註]「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」より抜粋

頻度の高い津波 津波レベル 1（L 1 ^[註] ）	<ul style="list-style-type: none">・防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波。・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。
最大クラスの津波 津波レベル 2（L 2 ^[註] ）	<ul style="list-style-type: none">・住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波。・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。・今回の東北地方太平洋沖地震による津波はこれに相当。

宮城県沿岸域現地連絡調整会議^[註]「海岸堤防の高さ設定について」より抜粋

頻度の高い津波 津波レベル 1（L 1）	<ul style="list-style-type: none">・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高い（数十年～百数十年）。・住民の生命を守ることに加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、引き続き、比較的頻度の高い津波に対して海岸堤防の整備を進めることが必要。
最大クラスの津波 津波レベル 2（L 2）	<ul style="list-style-type: none">・発生頻度は極めて低い。・施設整備に必要な費用や、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から、整備の対象とする津波高さを大幅に高くすることは非現実的。・住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、土地利用、避難場所、防災施設などを組み合わせることが必要。

これらを踏まえて、本計画において想定する津波防災の基本的な考え方は、以下のとおりとし、沿岸部の地区（海岸、高城、磯崎、手樽）では、最大クラスの津波に対応した復興まちづくりを進めます。

本町における基本的な考え方

事項		頻度の高い津波への対応 【津波レベル1（L1）】
想定する津波		チリ地震（1960年5月）による津波 ▶発生頻度：数十年～百数十年に一度 ▶津波高の例：観光棧橋付近で T.P.+1.7m（津波シミュレーション値） [計画潮位：T.P.+0.7m（朔望平均満潮位 ^[註] ）]
基本的な考え方		・津波による浸水を防ぐための対応を図ります。
費用		・住民の生命、財産、地域経済活動の安定化の観点から費用を投じて施設整備を図ります。
防潮堤・堤防		・チリ地震等の規模を想定し、必要となる防潮堤・堤防の整備を図ります。 ▶防潮堤：高城川以西の計画高（T.P.+2.1m） 高城川以東の計画高（T.P.+3.3m） ▶河川堤防：高城川の計画高（T.P.+3.1m～3.3m）
防災体制		・情報発信と受信の相互体制の強化や地域の防災体制を確立し、定期的に津波避難訓練を実施します。 ・観光客の安全性を確保するため、避難誘導対策の強化を図ります。 ・災害時における要援護者の安全性を確保するため、民間企業との災害協定の強化を図ります。
土地利用	住宅地 ・住宅団地	・津波から命・財産を守るため、防潮堤・堤防等の防災施設の整備を図ります。
	商業地	・津波による遡上等が懸念される水門等の適切な管理を図ります。
	農地	・堤外地にある水産関連施設については、耐浪性を持たせた建築物として整備を図ります。
	観光地	
	漁港・港湾	
施設配置	鉄道 (JR)	・運行に支障がないよう、防潮堤・堤防等の防災施設の整備を図ります。
	幹線道路 (国道45号等)	・物資・人的支援が可能となるよう災害時の道路ネットワーク及び機能が維持できるよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図ります。
	公共公益施設 (教育福祉等)	・津波から命・財産を守るため、防潮堤・堤防等の防災施設の整備を図ります。
	避難路	・避難路を通じ、避難場所まで逃げる習慣を身に付けるため、住民及び観光客の避難訓練を実施します。
	避難場所	

事項		最大クラスの津波への対応 【津波レベル2（L2）】
想定する津波		東日本大震災（2011年3月） ▶発生頻度：極めて低い ▶津波高の例：観光栈橋付近で T.P.+4.0m（津波シミュレーション値） [計画潮位：T.P.+0.7m（朔望平均満潮位）]
基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・来襲する津波から「逃げる」ことを前提とします。 ・津波により浸水する可能性があることを念頭において、減災の観点の対応を図ります。
費用		<ul style="list-style-type: none"> ・多額の建設費用や地域経済活動を抑制することが懸念されることから、想定される津波に対応した施設整備は困難と考えます。
防潮堤・堤防		<ul style="list-style-type: none"> ・津波が防潮堤・堤防を越水することが想定されるため、施設自体が破堤しないよう、強固（粘り強い）な構造体として施設を整備します。
防災体制		<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信と受信の相互体制の強化や地域の防災体制を確立し、定期的に津波避難訓練を実施します。 ・観光客の安全性を確保するため、避難誘導対策の強化を図ります。 ・災害時における要援護者の安全性を確保するため、民間企業との災害協定の強化を図ります。
土地利用	住宅地 ・住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域については、避難路及び避難場所等を確保するとともに、住民等のニーズを踏まえ、建築物の更新時に併せて、堅牢建築物^[注]への誘導や平屋建築等の抑制を図ります。 ・建築物の更新にあたっては、「特別名勝松島の保存管理計画」との整合を図ります。
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域については、避難路及び避難場所等を確保するとともに、住民等のニーズを踏まえ、建築物の更新時に併せて、堅牢建築物への誘導や平屋建築等の抑制を図ります。
	観光地	<ul style="list-style-type: none"> ・物品や付帯施設等が津波により流出する可能性があるため、日常的な保管・管理体制の強化を図ります。 ・建築物の更新にあたっては、「特別名勝松島の保存管理計画」との整合を図ります。
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水した場合でも、農業が持続できるよう、農商工連携などによる経営組織の強化を進めます。
	漁港・港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・物品や付帯施設等が津波により流出する可能性があるため、日常的な保管・管理体制の強化を図ります。 ・堤外地にある水産関連施設については、耐浪性を持たせた建築物として整備を図ります。

事項		最大クラスの津波への対応 【津波レベル2（L2）】
施設配置	鉄道 (JR)	<ul style="list-style-type: none"> 今回の津波で陸前富山駅周辺が浸水したことを踏まえ、鉄道駅や運行中の列車から、最寄の避難場所に避難できるように誘導體制の確保を促進します。
	幹線道路 (国道45号等)	<ul style="list-style-type: none"> 住民や観光客等が安全に避難できるよう、避難路となる区間の歩道の拡幅等を図ります。 物資・人的支援が可能となるよう災害時の道路ネットワークを整備するため、代替路線等の整備を促進します。
	公共公益施設 (教育福祉等)	<ul style="list-style-type: none"> 浸水が想定される区域については、建築物の更新時に併せて、堅牢建築物への誘導や平屋建築等の抑制を図ります。 学校や福祉施設から安全に避難・帰宅できるよう、避難や帰宅支援体制の確保を図ります。
	避難路	<ul style="list-style-type: none"> 季節や時間帯を問わず、住民や観光客等が安全に避難できるよう案内板や照明施設等の整備を図ります。 徒歩による避難を原則として、必要となる道路幅員を確保します。ただし、災害時における要援護者の状況等の地域実情に応じて、自動車により避難する場合も想定し、隅切りの整備や道路拡幅等について対応を図ります。
	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤が破堤することも想定し、住民や観光客等が安全に避難できる場所を確保します。 徒歩による避難を原則として、避難場所を整備します。 避難場所は、公的な場所を基本として配置します。

2 津波被災地区の復興基本計画

2-1 松島地区の復興基本計画

(1) 復興まちづくりの方向性

国際観光都市の玄関口に相応しい復興まちづくり

東日本大震災の津波は、年間360万人が訪れる国際的な観光地である本地区にも、大きな被害をもたらしました。

再建にあたっては、現位置での再建や松島の景観保持を望む地域ニーズを踏まえ、防災施設や市街地等の整備を進め、自然と歴史と観光の相互バランスがとれた復興まちづくりを進めます。

(2) 津波防災に関する基本計画

① 防潮堤・堤防

防潮堤の整備[計画高：T.P.+2.1m]

- ・安全性の確保を前提に、国内外から多くの観光客が訪れる観光地としての役割や、日本三景「松島」の景観保持の観点、海の眺望景観を重視する地域ニーズを踏まえ、関係機関との協議を行い、防潮堤の整備を図ります。

堤防の整備[計画高：T.P.+3.1m～3.3m]

- ・高城川の河川堤防高は、震災以前から事業着手している高さと同程度を軸に整備促進を図ります。

② 防災体制

地域連携による防災体制の強化

- ・観光協会や商店街と連携し、災害時における住民や観光客の安全確保に向けた体制強化を図ります。

備蓄・非常用電源の確保

- ・災害時でも住民や観光客が安全・安心して避難生活を送れるよう、災害備蓄や非常用電源等の機能強化を図ります。

防災教育の充実

- ・観光客を安全に避難誘導できるよう、住民や観光事業者等と協働し、防災教育の充実を図ります。

ケアサービスの充実

- ・災害時でも高齢者等が安心できるよう、医療の提供体制やケアサービスの充実を図ります。

③土地・建物利用

防災・景観まちづくりの推進

- ・住民等のニーズを踏まえ、建築物等に関するガイドラインの制定や地区計画^[注]制度等により、建築物の更新時に併せて、堅牢建築物への誘導や平屋建築物の抑制等を図ります。

建築物の耐震化促進

- ・避難路として位置づけがある沿道の建物については、災害時における避難空間の確保を目的として建築物の耐震化等を図ります。

松島海岸駅周辺の整備

- ・松島海岸駅周辺については、駅前広場の整備やバリアフリー化等の整備を図るとともに、宅地の共同化・協調化について住民と協働して検討を進めます。

④施設配置

国道45号等の避難機能の充実

- ・住民や観光客の避難路となる幹線道路（国道45号等）は、関係機関との連携により、景観に配慮しつつ、避難機能の充実・強化を図ります。

避難場所等の整備

- ・住民や観光客の安全性を確保するため、避難路の整備や観光案内を備えた避難看板を配置します。また、観光のピーク時でも避難が可能となるよう、津波浸水区域の背後地に避難場所の整備を図ります。

松島海岸公園の防災機能の向上

- ・松島海岸公園は、関係機関との連携により、地域の防災機能の向上と景観保持の両立を図ります。

内水（排水不良）の対策実施

- ・地震による地盤沈下等が生じている箇所については、内水対策に取り組みます。

集会所の機能強化

- ・災害時における避難場所や防災訓練の場として利用できるよう、集会所の確保や機能強化の支援を図ります。

(3) 復興にあたっての景観配慮方策

- ・防潮堤の整備は、瑞巖寺本堂から山門を通して眺めることができる松島湾の原風景等に配慮します。
- ・防潮堤の整備に併せて、松島にふさわしい海辺のあり方について関係機関との協議を進めます。
- ・新富山界隈の避難路については、奥の細道としての歴史的な背景に配慮しつつ、避難誘導施設の整備を進めます。
- ・国道45号沿道や瑞巖寺周辺の寺町界隈については、建物の更新時に周辺景観に配慮するよう誘導を図ります。



■ 瑞巖寺参道から海岸部を望む景観



■ 福浦橋周辺の海岸部の景観



■ 観光棧橋からの景観

(4) 松島地区の復興構想図



凡 例			
	市街地		避難路 (避難方向)
	鉄道		主な避難場所・避難所 (新設)
	幹線道路		主な避難場所・避難所 (既設)
	浸水エリア (今次)		避難目標地点
	漁港	(7.0m)	標高 (T.P.+7.0m)
	防潮堤・堤防 (整備)		

※避難目標地点:居住地から避難場所までの距離が 500mを越える場合など、津波の危険から生命の安全を確保するため、取り急ぎ逃げる目標となる場所

(1) 復興まちづくりの方向性

安全な暮らしを守る復興まちづくり

東日本大震災の津波により、観光・産業施設等が立地している磯島や沿岸部の一部が浸水被害を受けました。

本地区には、町の主要な公共公益施設等が立地していることから、防災施設の安全性の向上と避難体制の強化を図り、安全な暮らしを中心とした復興まちづくりを進めます。

(2) 津波防災に関する基本計画

① 防潮堤・堤防

防潮堤の整備[計画高：T.P.+3.3m]

- ・都市機能や震災復興を進める上で重要となる施設（役場、中央公民館、病院等）が立地していることから、安全性の確保を前提に地域ニーズを踏まえ、関係機関との協議を行い、防潮堤の整備を図ります。

堤防の整備[計画高：T.P.+3.1m～3.3m]

- ・高城川の河川堤防高は、震災以前から事業着手している高さと同程度を基軸に整備促進を図ります。

② 防災体制

地域連携による防災体制の強化

- ・商店街等と連携し、災害時における住民や観光客の安全確保に向けた体制強化を図ります。

備蓄・非常用電源の確保

- ・災害時でも住民や観光客が安全・安心して避難生活を送れるよう、災害備蓄や非常用電源等の機能強化を図ります。

防災教育の充実

- ・観光客を安全に避難誘導できるよう、住民や観光事業者等と協働し、防災教育の充実を図ります。

ケアサービスの充実

- ・災害時でも高齢者等が安心できるよう、医療の提供体制やケアサービスの充実を図ります。

③土地・建物利用

災害公営住宅の整備

- ・津波が想定されない区域に、住宅再建が困難な被災者の居住場所として、災害公営住宅の建設を図ります。

建築物の耐震化促進

- ・避難路として位置づけがある沿道の建物については、災害時における避難空間の確保を目的として、建築物の耐震化を図ります。

新たな工業用地の確保

- ・産業系土地利用を配置し、町内外を問わず、被災した企業が安全・効率的に操業できるよう環境整備を図ります。

庁舎の復旧

- ・復旧活動の拠点、復興の司令塔となる役場庁舎については、早期の復旧を進めるとともに、今後の移転の可能性について検討を進めます。

④施設配置

避難路の整備

- ・丘陵地である地形を生かして、避難目標や避難場所を適正に配置し、必要な避難路の整備を図ります。

狭隘道路の解消

- ・高城町駅周辺の市街地は、津波だけでなく豪雨による河川氾濫等の災害が想定されるため、避難場所等の確保や狭隘道路の解消を図ります。

根廻磯崎線等の整備

- ・災害時における安全な救助活動や円滑な支援物資輸送を確保する避難・救援ネットワークを形成するため、都市計画道路根廻磯崎線の道路整備を図ります。

内水（排水不良）の対策実施

- ・地震による地盤沈下等が生じている箇所については、内水対策に取り組みます。

集会所の機能強化

- ・災害時における避難場所や防災訓練の場として利用できるよう、集会所の確保や機能強化の支援を図ります。

漁業施設の集約化

- ・漁業施設の再建コストの低減や作業の効率化等に向けて、施設の共同利用（集約化）を図ります。

(3) 復興にあたっての景観配慮方策

- ・高城川の堤防は、市街地と海岸部を連絡する水辺の景観軸として、堤防を整備する際の材質等への配慮や散策ルートの整備を図ります。
- ・磯崎の海岸部は、近接する住宅や店舗から見た景観や磯島の景観に配慮するとともに、漁業資機材の適切な管理による街並みの景観に配慮するよう誘導を図ります。



■ 高城川の右岸の景観

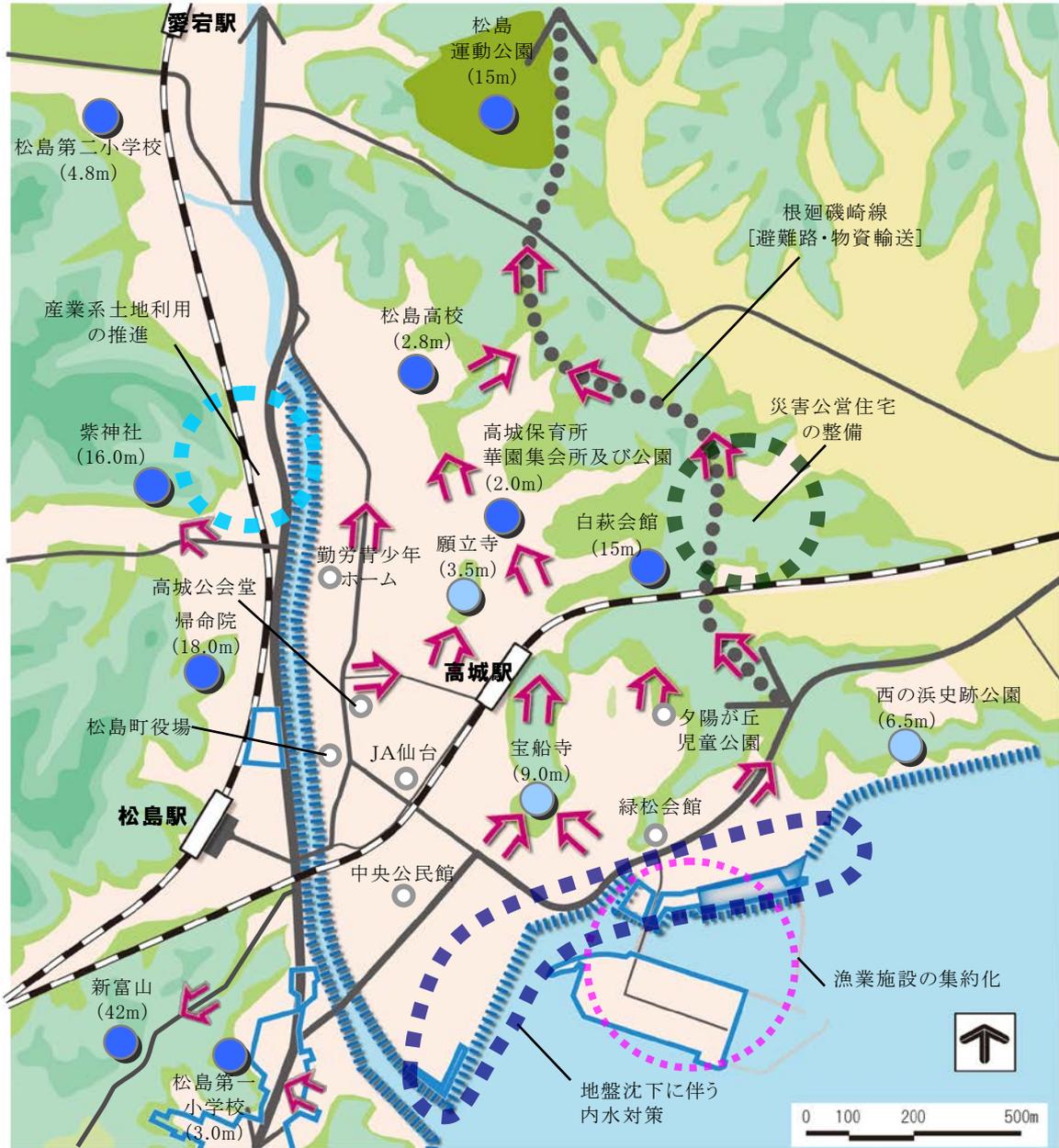


■ 磯崎漁港の防潮堤の景観



■ 磯島大橋からの沿岸部の景観

(4) 高城・磯崎地区の復興構想図



凡 例			
	市街地		漁港
	主な公共用地		防潮堤・堤防（整備）
	農地（農振農用地等）		避難路（避難方向）
	鉄道		主な避難場所・避難所（既設）
	幹線道路		避難目標地点
	浸水エリア（今次）	(15m)	標高（T.P.+15m）

※避難目標地点:居住地から避難場所までの距離が 500mを越える場合など、津波の危険から生命の安全を確保するため、取り急ぎ逃げる目標となる場所

(1) 復興まちづくりの方向性

○地域の生業を継承する復興まちづくり

東日本大震災による津波は、東松島市の海岸部を乗り越え、早川漁港の周辺では、入江になっている地形条件等から水位が上昇し、背後地の住宅地や農地に甚大な被害を受けました。

本地区の居住形態は農業・漁業等と密接に関係していることから、住宅の再建を図りながら、町の産業を支えてきた生業を大切にす復興まちづくりを進めます。

(2) 津波防災に関する基本計画

①防潮堤

防潮堤の整備[計画高：T.P.+3.3m]

- ・安全性の確保を前提に、生活環境や生業の環境に配慮しつつ地域ニーズを踏まえ、関係機関との協議を行い、防潮堤の整備を図ります。

②防災体制

備蓄・非常用電源の確保

- ・災害時でも住民が安全・安心して避難生活が送れるよう、災害備蓄や非常用電源等の機能強化を図ります。

ケアサービスの充実

- ・災害時でも高齢者等が安心できるよう、医療の提供体制やケアサービスの充実を図ります。

③土地・建物利用

農業の高付加価値化への支援

- ・津波による塩害対策を進めるとともに、農業の活性化を図るため、農商工連携など、農業の高付加価値化や農村ビジネスの振興に向けた取組みを支援します。

ほ場整備の可能性検討

- ・被災した農地を中心に、農業の再生と災害に強い農業基盤の整備を図るため、ほ場整備等の可能性について検討します。

陸前富山駅周辺の再整備

- ・津波により被災した陸前富山駅の周辺について、住民との協議を進めながら、必要となる施設整備を図ります。

④施設配置

避難路の整備

- ・地形を生かして、避難目標や避難場所を適正に配置し、必要な避難路の整備を図ります。
- ・防潮堤の整備に伴い、県道奥松島・松島公園線から名籠漁港までの道路を避難路として整備を図ります。

避難場所の整備

- ・富山観音の参道入口付近等に、避難場所の整備を図ります。

内水（排水不良）の対策実施

- ・地震による地盤沈下等が生じている箇所については、内水対策に取り組みます。

漁業施設の集約化

- ・漁業施設の再建コストの低減や作業の効率化等に向けて、施設の共同利用（集約化）を図ります。

集会所の機能強化

- ・災害時における避難場所や防災訓練の場として利用できるよう、集会所の確保や機能強化の支援を図ります。

交通輸送の再開への支援

- ・運休状態となっているJR仙石線の早期運行を促進します。

（3）復興にあたっての景観配慮方策

- ・四大観である富山からの景観に配慮し、施設整備を図ります。
- ・手樽海浜公園前は、被災以前と同様、多くの住民の憩いの場となるよう海の眺めや親水性に配慮し、防潮堤の整備を図ります。
- ・古浦漁港、早川漁港、銭神漁港については、被災以前の生業の景観が保持されるよう、復旧整備を進めます。
- ・沿岸拠点漁港となる名籠漁港については、周辺景観に配慮し、防潮堤や漁業関連施設の整備を図ります。



■手樽海浜公園の景観



■名籠漁港の景観



■富山からの景観



■早川漁港の景観

(4) 手樽地区の復興構想図



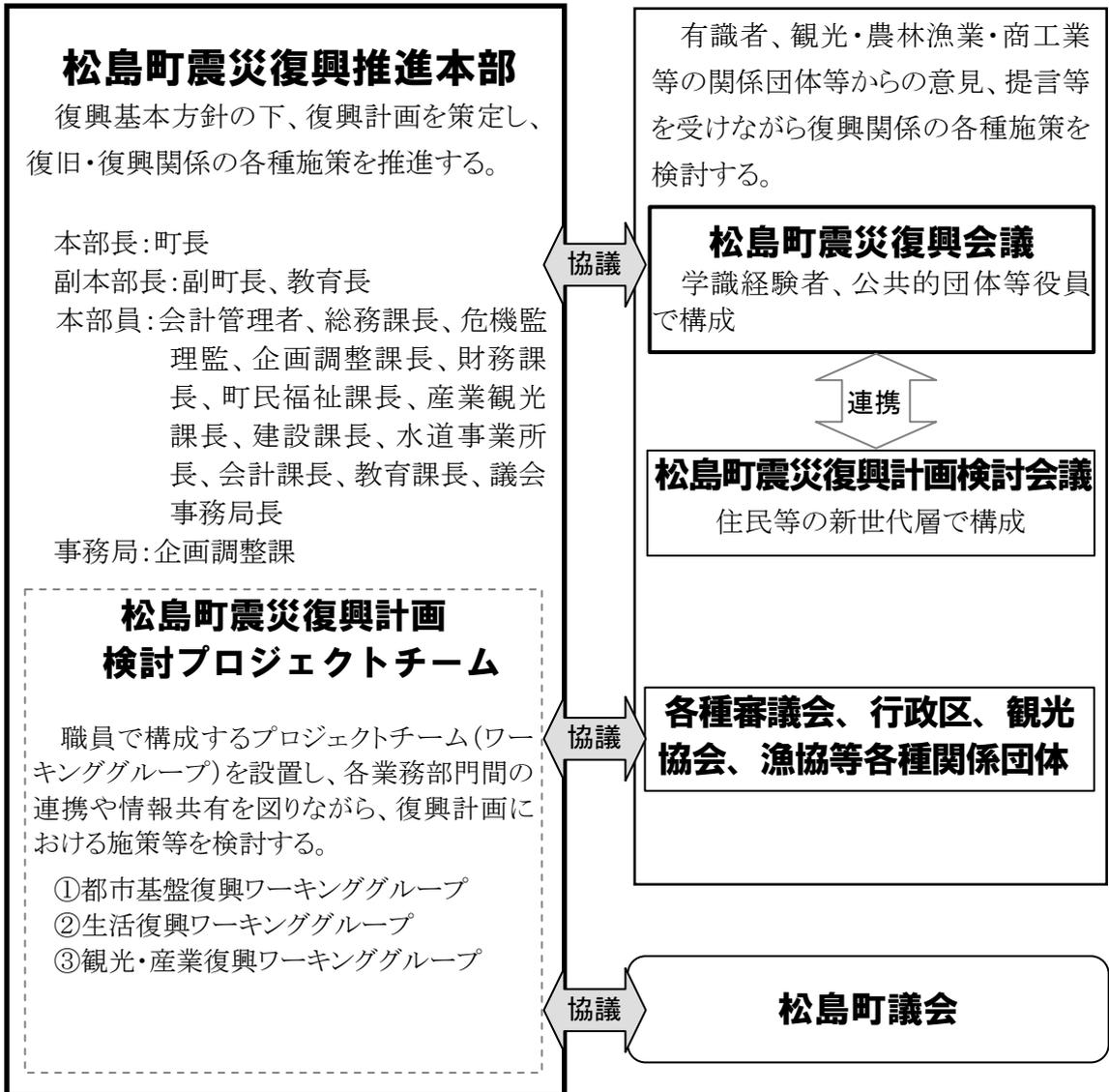
凡 例			
	住宅地		防潮堤・堤防 (整備)
	農地 (農振農用地等)		避難路 (避難方向)
	鉄道		主な避難場所・避難所 (新設)
	幹線道路		主な避難場所・避難所 (既設)
	浸水エリア (今次)		避難目標地点
	漁港	(5.0m)	標高 (T.P.+5.0m)

※避難目標地点:居住地から避難場所までの距離が 500m を越える場合など、津波の危険から生命の安全を確保するため、取り急ぎ逃げる目標となる場所

參考資料

参考資料

1 松島町震災復興計画の策定体制



松島町震災復興計画

- 《各種アンケート》
- ・全世帯アンケート
 - ・事業所アンケート
 - ・観光客ヒアリング
 - ・海岸・手樽地区アンケート

- 《意見交換・説明会》
- ・行政区検証会議
 - ・行政区等との意見交換
 - ・住民説明会
 - ・パブリックコメント(意見募集)

2 松島町震災復興会議

松島町震災復興会議設置要綱

(設置)

第1条 松島町震災復興計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く有識者の専門的な意見を聴取するため、松島町震災復興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は、16人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する計画策定の期間中とする。

2 委員が欠けたときは、前条に掲げるものから補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画調整課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成23年6月10日から施行する。

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

松島町震災復興会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
阿留多伎 真人	尚綱学院大学教授	議 長
宮 原 育 子	宮城大学教授	副議長
渡 邊 宏	社団法人日本建築協会元東北支部副支部長	
大宮司 光 生	松島町教育委員会委員長	
安 住 嘉 雄	松島町農業委員会会長	
丹 野 尚	医療法人友仁会松島病院院長	
内 海 陽 一	松島町文化財保護委員会委員	副議長
相 澤 多恵子	松島善意通訳者の会会長	
砂 金 雅 晴	特定非営利活動法人ウイザス事務局長	
福 田 正 朗	利府松島商工会会長	
佐 藤 久一郎	社団法人松島観光協会会長	
遠 山 勝 雄	社会福祉法人松島町社会福祉協議会会長	
蜂 谷 雅 美	宮城県漁業協同組合松島支所副運営委員長	
松 村 豊	社団法人松島町シルバー人材センター事務局長	
小 島 等	宮城中央森林組合理事	
内 海 勝 洋	松島町体育協会会長	

松島町震災復興会議経過

開催年月日	事項
平成23年 7月8日	第1回松島町震災復興会議 東日本大震災における松島町の被害状況等について 松島町震災復興基本方針及び計画策定スケジュール（案）について 意見交換
8月28日	第2回松島町震災復興会議 住民等意向調査の実施状況について 松島町震災復興計画骨子（たたき台）について
9月24日	第3回松島町震災復興会議 松島町震災復興計画骨子（たたき台）について
10月22日	第4回松島町震災復興会議 津波防災の基本的な考え方について 防潮堤の整備・避難路の配置について
11月11日	第5回松島町震災復興会議 松島復興への提言確認シートについて 松島町震災復興計画（たたき台）について
11月28日	第6回松島町震災復興会議 松島町震災復興計画（素案）について
12月23日	第7回松島町震災復興会議 松島町震災復興計画（案）について



復興計画基本方針について議論



津波シミュレーションを確認し計画骨子を議論



復興計画骨子、関連事業について議論



阿留多伎議長から計画策定に向けた提言書の提出

3 松島町震災復興計画検討会議

松島町震災復興計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 松島町震災復興計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、松島町震災復興計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する計画策定の期間中とする。

2 委員が欠けたときは、前条に掲げるものから補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画調整課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年5月10日から施行する。
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

松島町震災復興計画検討会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	地区・所属団体等	備 考
佐々木 憲 作	松島地区	
佐 藤 浩 樹	高城地区	副議長
一ノ瀬 和 恵	磯崎地区	
鹿 野 護	磯崎地区	
稲 富 慶 雲	手樽地区	
飯 川 齊	北小泉地区	議 長
石 川 純 子	根廻地区	
内 海 豊	利府松島商工会	
杉 原 崇	宮城県漁業協同組合松島支所	
我 妻 一 利	社会福祉法人松島町社会福祉協議会	
天 野 晴 華	社団法人松島観光協会	
千 葉 伸 一	社団法人松島観光協会	
東 めぐみ	仙台農業協同組合松島支店	

アドバイザー

氏 名	所属団体・職名	備 考
内 海 陽 一	松島町震災復興会議 副議長	

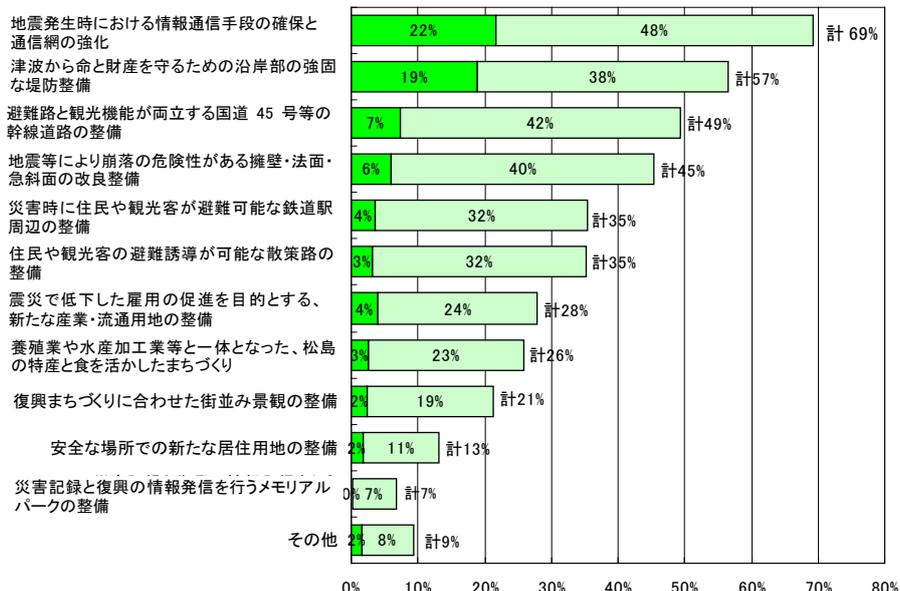
4 全世帯アンケートの結果

○調査の概要

- ・実施期間 : 平成 23 年 8 月 8 日～平成 23 年 8 月 22 日
- ・調査対象者 : 松島町内の全世帯 (5,520 世帯)
- ・調査票の発送・回収の方法 : 郵送による発送・回収
- ・配布票数及び回収票数 : 5,520 票配布・1,718 票回収
回収率 31.3% (1,718/5,481)
※宛て所不明による返信数 : 39 通

○結果の概要

- ・震災直後、避難するために困ったことについては、「信号が点灯していなかった」が 23%、「渋滞して車が動けない状態だった」が 22%となっています。
- ・地震発生後から日没までの間、避難や津波に関する情報得るのに役にたった情報源については、「ラジオ」が 76%と最も多く、続いて「防災無線の屋外拡声器」が 28%となっています。
- ・東日本大震災以後、町内でどのような防災対策を進めることが重要と考えているかについては、「非常用飲料水、食料などの十分な備蓄」が 76%と最も多く、続いて「正確な津波情報の把握と伝達」が 53%、「非常用電源の確保」が 48%となっています。
- ・今後、松島町の復興のまちづくりを進めていく上で、重要と思うことについては、「地震発生時の情報通信手段の確保と通信網の強化」が 69%と最も多く、続いて「津波から命と財産を守る沿岸部の堤防整備」が 57%、「避難路機能など、国道 45 号等の幹線道路の整備」が 49%となっています。



■復興まちづくりを進めていく上で重要なことに関する意向

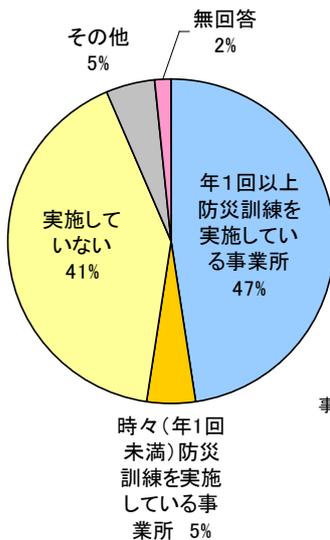
5 事業所アンケートの結果

○調査の概要

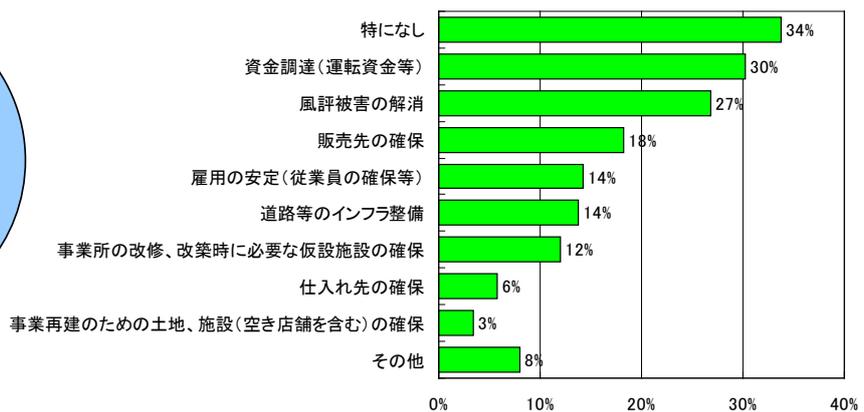
- ・実施期間 : 平成 23 年 8 月 15 日～平成 23 年 8 月 26 日
- ・調査対象者 : 利府松島商工会登録事業者・観光協会会員
- ・調査票の発送・回収の方法 : 郵送による発送・回収
- ・配布票数及び回収票数 : 395 票配布・175 票回収
回収率 44.5% (175/393)
※宛て所不明による返信数 : 2 通

○結果の概要

- ・事業所における日頃からの避難・防災訓練の実施については、「年 1 回以上防災訓練を実施している事業所」が 47%、避難・防災訓練を「実施していない」事業所は 41%となっています。
- ・松島町内の事業所の被害状況については、「一部損壊」が 47%と最も多く、「半壊」が 19%となっており、「被害なし」は 12%となっている。
- ・松島町内の事業所について、今後も町内で営業（操業）を続けたいかについては、「同一敷地で営業（操業）を続けたい（続ける）」が 91%と最も多く、続いて「町内で移転して営業（操業）を続けたい」が 2%、「廃業を考えている（廃業した）」が 2%となっています。
- ・事業所が当面の復旧・再建をするにあたっての課題については、「資金調達（運転資金等）」が 30%、「風評被害の解消」が 27%、「販売先の確保」が 18%となっています。



■避難・防災訓練の実施に関する意向



■復旧・再建をするにあたっての課題に関する意向

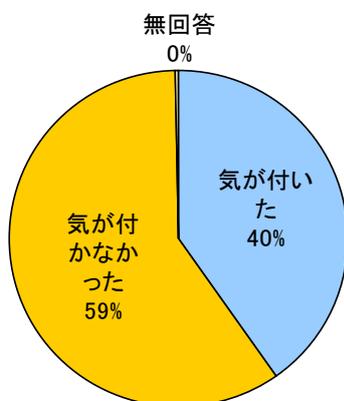
6 観光客ヒアリングの結果

○調査の概要

- ・実施期間 : 平成 23 年 8 月 7 日・8 日 11 時～16 時 (2 日間)
- ・調査箇所 : ①松島海岸駅 ②五大堂周辺 ③みちのく伊達政宗歴史館
- ・調査対象者 : ①松島海岸駅周辺における鉄道利用者 (帰り客)
: ②五大堂周辺における散策中の観光客
: ③みちのく伊達政宗歴史館におけるマイカー・バス利用者
(帰り客) ※バスツアー等の団体客は対象外
- ・調査方法 : 対面方式による聞き取り調査
- ・回答者数 : 360 人

○結果の概要

- ・松島海岸駅や駅前広場の利便性については、回答者の 27% が「満足」・「どちらかといえば満足」との意向を示しています。一方、回答者の 18% が「どちらかといえば不満」・「不満」との意向を示しており、不満要因として、「階段の広さ・角度」や「エレベーターが無い」といった意見が多く聞かれました。
- ・海岸通りの歩道の歩きやすさや安全性については、「観光客が少ないから」との理由も多く聞かれたなかで、「満足」、「どちらかといえば満足」との回答が 45% となっています。そのような状況下で、回答者の 17% が「どちらかといえば不満」・「不満」であり、歩道等の改善課題が内在していることが伺えます。
- ・観光中に避難標識の誘導サインに気が付いたかについては、回答者の 59% が「気が付かなかった」と回答しており、調査地点別にみると、松島海岸駅では、63% が避難標識に気づいていないとの回答結果でした。



■ 避難誘導サインに気が付いたかどうかに関する意向



松島海岸駅



五大堂周辺

7 海岸・手樽地区アンケートの結果

○調査の概要

・実施期間	: 平成 23 年 9 月 16 日～22 日
・調査対象者	: 海岸地区・手樽地区の浸水被害者
・調査票の発送・回収の方法	: 海岸地区: 行政員による配布、郵送回収 手樽地区: 行政員による配布・回収
・配布票数及び回収票数	: 海岸地区: 277 票配布・164 票回収・回収率 59.2% 手樽地区: 70 票配布・55 票回収・回収率 78.6%

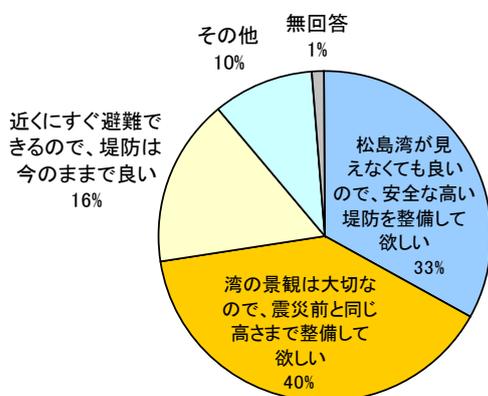
○結果の概要

(海岸地区)

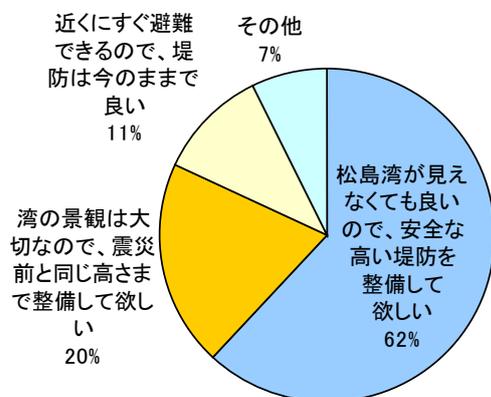
- ・被災した松島海岸地区の住民の居留意向については、現位置での定留意向が強く、近くの高台への移転希望者は6%となっています。
- ・災害公営住宅への入居希望は、条件により異なるが、回答者の45%が入居を希望する意向を示しています。また、入居を希望する高齢者は、「駅や商店街の近くなど、便利な場所なら入居したい」との意向が高く、住宅の位置的な条件を重んじています。
- ・堤防の高さについては、回答者の33%が高い堤防を希望し、40%が震災前の堤防を希望しています。

(手樽地区)

- ・被災した手樽地区の住民の居留意向については、現位置での定留意向が強く、近くの高台への移転希望者は11%となっています。
- ・災害公営住宅への入居希望は、条件により異なるが、回答者の41%が入居を希望する意向を示しています。また、入居を希望する高齢者は、「1戸建であれば入居したい」との意向が高く、住宅形態の条件を重んじています。
- ・堤防の高さについては、回答者の62%が高い堤防を希望し、20%が震災前の堤防を希望しています。



■海岸地区における堤防の整備に関する意向



■手樽地区における堤防の整備に関する意向

8 松島町震災復興計画検討会議提言書の概要

○松島町震災復興計画検討会議の概要

- ・ 構成人数 : 13 人 (松島町民 7 人・利府松島商工会 1 人・宮城県漁業協同組合松島支所 1 人・松島町社会福祉協議会 1 人・松島観光協会 2 人・仙台農業協同組合松島支店 1 人)
- ・ 提言書を受けた日 : 平成 23 年 8 月 21 日 (提言書作成までに 7 回の会議を開催)

○提言の概要

- ・ 松島町震災復興基本方針を踏まえ、松島町の創造的復興を目的に若手町民が中心となってとりまとめた提言書です。
- ・ 提言書は、町の基本方針に沿って、都市基盤の復興を示す「都市基盤の復興と災害に強いまちづくり」、生活の復興を示す「町民の命と生活の擁護」、観光・産業の復興を示す「東北、宮城を牽引する観光・産業の復興」に分類されています。
- ・ 提言書は主に、次に示す 12 項目の提言で構成されています。

①町内の基盤施設の防災対策の見直し、②ライフラインや交通などの機能維持・強化、③公共施設の防災拠点機能の強化、④近隣市町村も含めた被災者へのサービスの充実、⑤小中学校の防災教育強化と避難方法の見直し、⑥他市町村とのペアリング支援体制の強化、⑦観光の原点回帰と新しい松島の創造、⑧観光客の命を守る安全・安心な観光地、⑨被災観光地の復興モデルの創造、⑩農林水産業の復興、⑪商工業の振興、⑫松島復興に大切なこと



若手町民等による検討会議が発足



被害状況調査 (仙石線陸前富山駅周辺)



被害状況調査 (名籠漁港)



復興に向けた取組みを議論

9 松島町震災復興計画策定の主な経過

月 日	事 項
平成 23 年	
3 月 11 日	東日本大震災発災
3 月 11 日	松島町災害対策本部を設置
3 月 12 日	松島町災害対策本部会議（3 月 11 日～随時実施）
5 月 16 日	松島町震災復興推進本部を設置・第 1 回松島町震災復興推進本部会議
5 月 21 日	第 1 回松島町震災復興計画検討会議
6 月 2 日	第 2 回松島町震災復興推進本部会議
6 月 3 日	第 3 回松島町震災復興推進本部会議
6 月 4 日	第 2 回松島町震災復興計画検討会議
6 月 10 日	第 2 回松島町議会定例会（松島町震災復興基本方針素案の説明）
6 月 25 日	第 3 回松島町震災復興計画検討会議
6 月 30 日	第 4 回松島町震災復興推進本部会議
7 月 4 日	第 5 回松島町震災復興推進本部会議
7 月 8 日	第 1 回松島町震災復興会議
7 月 9 日	第 4 回松島町震災復興計画検討会議
7 月 15 日	松島町議会全員協議会（松島町震災復興基本方針案の協議）
7 月 19 日	第 6 回松島町震災復興推進本部会議（松島町震災復興基本方針の決定）
7 月 21 日	松島町行政区長会議（松島町震災復興基本方針の説明）
7 月 23 日	第 5 回松島町震災復興計画検討会議
8 月 1 日	第 7 回松島町震災復興推進本部会議
8 月 6 日	第 6 回松島町震災復興計画検討会議
8 月 7 日	観光客ヒアリング（8 月 7・8 日）
8 月 8 日	全世帯アンケート（8 月 8 日～22 日）
8 月 15 日	事業所アンケート（8 月 15 日～26 日）
8 月 21 日	第 7 回松島町震災復興計画検討会議
8 月 21 日	松島町震災復興計画検討会議から松島町、松島町震災復興会議に提言書の提出
8 月 22 日	第 8 回松島町震災復興推進本部会議
8 月 22 日	東日本大震災における行政区との検証会議（磯崎地区）
8 月 28 日	第 2 回松島町震災復興会議
8 月 31 日	第 1 回都市基盤復興ワーキンググループ会議
9 月 1 日	第 1 回観光・産業復興ワーキンググループ会議
9 月 1 日	第 1 回生活復興ワーキンググループ会議
9 月 8 日	東日本大震災における行政区との検証会議（手樽地区）
9 月 13 日	第 2 回都市基盤復興ワーキンググループ会議
9 月 14 日	第 2 回観光・産業復興ワーキンググループ会議

9月14日	第2回生活復興ワーキンググループ会議
9月16日	海岸・手樽地区アンケート（9月16日～22日）
9月17日	東日本大震災における行政区との検証会議（北小泉地区・下竹谷地区）
9月18日	東日本大震災における行政区との検証会議（初原地区）
9月18日	東日本大震災における行政区との検証会議（桜渡戸地区）
9月19日	東日本大震災における行政区との検証会議（根廻地区）
9月20日	第9回松島町震災復興推進本部会議
9月20日	東日本大震災における行政区との検証会議（松島地区）
9月24日	第3回松島町震災復興会議
9月26日	東日本大震災における行政区との検証会議（本郷地区）
9月27日	東日本大震災における行政区との検証会議（幡谷地区）
9月28日	東日本大震災における行政区との検証会議（上竹谷地区）
10月5日	松島町議会全員協議会（松島町震災復興計画骨子素案の協議）
10月14日	東日本大震災における行政区との検証会議（高城地区）
10月18日	第3回観光・産業復興ワーキンググループ会議
10月20日	第3回都市基盤復興ワーキンググループ会議
10月22日	第4回松島町震災復興会議
10月24日	第3回生活復興ワーキンググループ会議
10月28日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（中央商店会）
10月29日	第8回松島町震災復興計画検討会議
10月29日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（松島行政区）
11月3日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（松島観光協会）
11月5日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（手樽地区）
11月6日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（松島地区）
11月6日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（高城地区）
11月7日	第10回松島町震災復興推進本部会議
11月10日	松島町震災復興計画における津波防災《意見交換会》（磯崎地区）
11月11日	第5回松島町震災復興会議
11月16日	松島町議会全員協議会（松島町震災復興計画中間報告の説明）
11月19日	第9回松島町震災復興計画検討会議
11月28日	松島町議会全員協議会（松島町震災復興計画中間報告について協議）
11月28日	第6回松島町震災復興会議
12月8日	第11回松島町震災復興推進本部会議
12月9日	松島町震災復興計画（素案）に対する意見募集（12月9日～22日）
12月11日	松島町震災復興計画（素案）住民説明会
12月19日	松島町行政区長会議（松島町震災復興計画素案の説明）
12月23日	第7回松島町震災復興会議
12月28日	松島町震災復興会議から震災復興計画の策定に向けた提言書の提出
12月28日	第12回松島町震災復興本部会議（松島町震災復興計画の決定）

10 用語解説

あ 行

雨水幹線

市街地における雨水が浸水しないよう、安全に排水するための管渠や水路のこと。

塩害

海水が農地等に浸水したことで、農作物が育たなくなることや農業設備等の機能が損なわれること。

か 行

狹隘道路

幅が狭い道路のこと。

漁港施設

防潮堤、水門、護岸、物揚場、泊地、道路、加工場など漁港区域内にある施設のこと。

緊急雇用創出事業

失業者の雇用対策のため、新規事業を立ち上げるなどして失業者を雇うもの。本計画では、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体的に雇用面での支援を行うことを目的とした事業。

堅牢建築物

鉄筋コンクリート構造など、しっかりと壊れにくくできている建物のこと。

高付加価値化

農産物等の特別な栽培方法や加工方法等を取り入れることにより、新たな価値を付加し、魅力あるものとする。

コミュニティ

人々が共同体としての意識を持って、生活を営む一定の地域や組織のこと。

さ 行

災害協定

災害発生時において、各種の応急復旧活動に関する人的・物的支援等について、自治体が民間事業者や関係団体との間や自治体間で締結される協定のこと。

災害公営住宅

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な人に対して、安定した生活を確保できるように賃貸等で提供する公営住宅のこと。

再生可能エネルギー

風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱、太陽熱、河川・地下水、雪氷など、自然由来で環境負荷が小さく、再生可能なエネルギーの総称のこと。

朔望平均満潮位

朔望（大潮）の日から前2日～後4日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水位のこと。

三陸復興国立公園（仮称）

環境省による東日本大震災からの復興に向けた対応の一つで、三陸地域の陸中海岸国立公園をはじめとした自然公園を、東北の特長を活かした新国立「三陸復興国立公園（仮称）」として再編成する構想のこと。

ジオパーク

地層、岩石、地形、火山、断層などの地球活動の遺産を主な見所とする自然豊かな公園で、ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークから認定を受けた公園のこと。

自己水源

個人、企業、自治体などが使用する用水のために、自らが確保する水源（ダム貯留水、地下水、雨水利用など）のこと。

自主防災組織

行政区単位で組織され、平時は災害時の被害を想定した避難誘導訓練や通信連絡訓練などを実施し、災害時には地域での減災と応急の対応を先導する組織のこと。

「自助」「互助」「共助」「公助」

住民、地域、行政の連携により、災害時の被害を最小限に抑えるための基本的な考え方のこと。

自助：自らの命を守る。

互助：家族や友人、隣近所が協力して助け合う。

共助：地域社会が協力して助け合う。

公助：行政が震災対策を実施する。

四大観

江戸時代に仙台藩の儒学者舟山萬年によって定められ松島湾内の四方にある展望地点のこと。それぞれの眺めの印象を表す名称で呼ばれている。

- ・大高森「壮観」（東松島市）：松島の形状を箱庭のように見られることから、壮観と言われている。
- ・富山「麗観」（松島町）：その庭からは静寂の趣の中で松島を大観できる。
- ・多聞山「偉観」（七ヶ浜）：太平洋から打ち寄せては砕け散る波が眺められ、その雄大さから偉観と呼ばれた。
- ・扇谷「幽観」（松島町）：山頂からは松島湾の入り江が扇のように浮かんで見えることから、扇谷と呼ばれた。

実施計画

総合計画に基づく施策を計画的、かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにしたもの。

住民協働

共通の目的や課題に対して、それぞれの役割と責任を自覚し、住民と行政、企業が対等の立場で協力・補完し合いながら取り組むこと。

世界で最も美しい湾クラブ

地球温暖化の海面上昇などから、美しい湾を守ることを目的とした国際的なクラブのこと。2010年現在、フランス（モンサンミッシェル湾等）やベトナム（ハロン湾）など25カ国31の湾が加盟している。

た 行

耐浪性

波浪や津波に対する抵抗力のこと。

地域包括ケア

地域包括ケアシステムの略語。高齢者等のニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、生活支援サービス、介護サービス、予防サービス、医療サービスを一体化して、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

地域福祉推進協議会

福祉事業、福祉サービス事業の関係者がネットワークをつくり、地域に根ざした協働による地域福祉を創造することを目的とした組織のこと。災害に備えて、日頃から、高齢者や障がい者の安否確認、救助訓練、交流会等を行う。

地区計画

建物の用途や高さ等を地域住民とともに定めるまちづくりのルールのこと。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農林水産物(食用に供されるものに限る)の生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取組みのこと。メリットとしては、旬のものを新鮮なうちに食べられること、地域の伝統的食文化の維持・継承、食の安全確保や輸送コストの削減などがある。

中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行う会議のこと。

長寿命化

事故の発生や機能の停止を未然に防止するため、施設の改築などを行うことで、耐用年数を延ばすこと。

堤外地

堤防に挟まれた水や海水が流れている側のこと。また、住居や農地が存在し、堤防によって水や海水の氾濫から守られている側を堤内地という。

特別名勝松島の保存管理計画

特別名勝松島に指定されている範囲に対して、保存管理の基本方針や方法、現状変更の取扱指針などについて定めたもの。

な 行

内水

堤内地に停滞する雨水等のこと。

農商工連携

農林水産業者と商工業者が協力し合い、お互いの強みを生かし地域資源を有効に活用するとともに、新商品・新サービスの開発や生産等を行い、新たな市場開拓等を行う取組みのこと。

法面

山を切り開いたり、土を盛ることで形成される人工的な斜面のこと。

は 行

ハザードマップ

防災・減災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図のこと。

パートナーシップ

住民と行政等の協力関係によって、単独では実現することが難しい事業等を効果的に達成する仕組みのこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

フィッシャーメンズ・ファーマーズマーケット

地域の農業や漁業を営む生産者が集まって、各々が農場で育てた農産物や近海で獲った海産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場のこと。

復興交付金

東日本大震災復興特別区域法第78条に基づく交付金のこと。被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的として、復興地域づくりに必要となる事業に対する交付金。

復興支援定住促進事業補助金

松島町復興支援定住促進事業補助金制度に基づく補助金のこと。東日本大震災からの復興支援と定住促進を図るため、住宅が半壊以上の被害を受けているなどの要件を満たした住民に対して支払われる補助金。

復興特区

復興特別区域の略語。東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興と地域における創意工夫を活かした復興を推進するため、規制・制度の特例、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる制度が適用される区域のこと。

ペアリング支援体制

大規模な災害において、被災地ではない自治体等が特定の被災地を分担して支援する体制のこと。

防災無線

地域防災行政無線の略語であり、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした無線システムのこと。

ほ場整備

用水路や排水路、農道を配置し、区画を大きく整形することで、効率的な農作業と生産性の高い農地をつくること。

ま行

松島町地域防災計画

災害対策基本法第 42 条に基づき、松島町における地震災害及び風水害等の災害予防及び災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、被害の軽減を図り、町民の生命・財産を守ることを目的としたもの。「世代継続する防災まちづくり」を防災の基本理念としている。

松島町長期総合計画

まちの将来像やまちづくりの方向性を示すとともに、それを実現するための様々な政策・施策などを定めるもの。目標年次を平成27年度とし、「歴史・文化の継承と創造」を松島町の将来像としている。

宮城県沿岸域現地連絡調整会議

東日本大震災による津波の被害を受けた宮城県内沿岸の関係機関（宮城県、仙台市、東北農政局、東北森林管理局、水産庁、仙台管区气象台、東北地方整備局、宮城県内沿岸各市町）が迅速かつ円滑な復旧を目指して、情報交換や連絡調整を行い、互いに情報を共有することを目的に開催される会議のこと。

夫婦町

地理的、歴史的背景などから夫婦のような存在として結ばれる自治体同士の親交関係のこと。松島町は、「にかほ市（秋田県）」と夫婦町の盟約を取り交わしている。また、親善や文化交流を目的として特別な関係を結んだ都市と都市の関係を姉妹都市（島）、友好都市（町）と呼び。松島町は、「イル・デ・パン島（フランス領ニューカレドニア）」と姉妹島、「上天草市（熊本県）」と友好町の間を結んでいる。

モニタリング調査

海水を採取し水質を分析して状況を記録するなど、観察・記録する調査のこと。

や行

要援護者

高齢者や障がい者、常時特別な医療などを必要とする在宅療養者、乳幼児・児童など、災害に対処するに際して、何らかのハンディキャップを有し、一人で避難することが難しい方のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ら 行

ライフライン

生活・生命の維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステムのこと。

英数字

AED（自動体外式除細動器）

Automated External Defibrillator の略語で、日本語名は自動体外式除細動器。血液を送れなくなるなど、重い不整脈の患者に電気ショックを与えて救命する装置のこと。

DC（デスティネーションキャンペーン）

東日本旅客鉄道など JR グループ 6 社と自治体が協力して、旅行会社等の協力を得ながら実施する大型観光キャンペーンのこと。

L1（レベル1）

Level 1 の略語であり、津波の規模を示す際に用いられる基準のこと。レベル 2 と比較すると、発生頻度が数十年～百数十年間隔と高いが、津波の高さは低い津波の規模のこと。

L2（レベル2）

Level 2 の略語であり、津波の規模を示す際に用いられる基準のこと。発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波のこと。

NPO

非営利組織を意味する Non Profit Organization の略語であり、様々な社会貢献活動を行い、活動自体を営利目的としない組織のこと。

PPP

公共サービスの民間開放を意味する Public Private Partnership の略語であり、行政機関が民間の事業者と協力し、公共サービスのうち民間でできる事業はできるだけ民間に委ねようとする枠組みのこと。

RC

鉄筋コンクリート造などで、壊れにくい建築物のこと。

T. P.

東京湾平均海面を意味する Tokyo Peil の略語であり、水位や標高（海拔）を示す際に用いられる基準の高さのこと。日本国内では、東京湾の平均海面高（東京湾中等潮位）を T.P. ±0 と設定している。

松島町震災復興計画

「復興」「創造」そして「貢献」

～東北・松島の美しさと安全を継承し発信する復興のまちづくり～



宮 城 県 松 島 町

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町 10 番地

TEL 022-354-5702 FAX 022-354-3140

E-meil info@town.matsushima.miyagi.jp

URL <http://www.town.matsushima.miyagi.lg.jp/>